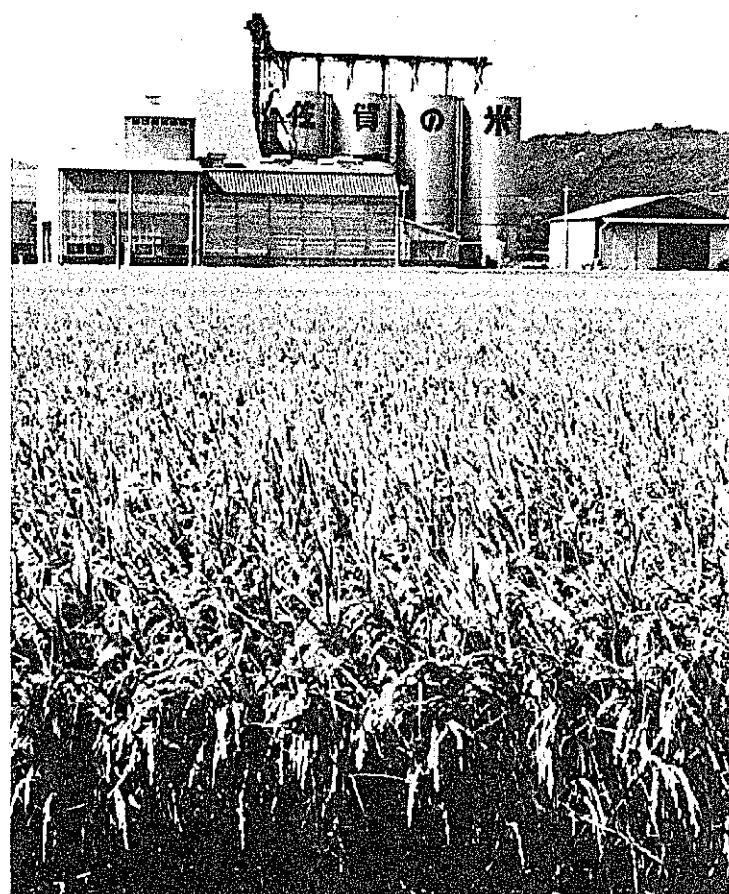


第十二章 農林水産業



近代化がすすむ佐賀農業 カントリーエレベーター

第十二章 農林水産業

白書が「もはや戦後ではない」と宣言したごろまでの、経済自立化の時期で、自立期農政の時代である。

一 農業

（）概説

戦後の三〇年間に本県の農業、農政はかつてない大きな変貌を遂げてきた。

それは敗戦に伴うわが国の政治・経済体制の変革に起因するものであることはいうまでもない。したがって、ここで本県の戦後農政史をとりまとめようとすれば、まず、その基調をなす国の農政施策等の展開過程をたどり、それとの関連において、本県農業のもつ自然的・社会経済的諸条件にかかる特性が、いかにそしゃくされ、吸収され、県自体の農政として展開されてきたのか、さらにその施策の機能的な反映像として本県農業、農村はいかに変貌してきたのか、このような観点にたって取りまとめるとした。

終戦から五十年までの三〇年にわたる戦後農政の推移は、おおよそ次ののような時代区分で展開されてきたとみることができよう。

第一期 終戦から二十五年始まごろまで、すなわち朝鮮動乱前までの占領期の農政である。

第二期 二十五年六月朝鮮動乱以降、日本經濟も復興期に入り、經濟

第三期 経済復興に伴い、「農政の曲がり角」論が展開され、農業基本法が誕生するごろまでの戦後農政の第一転換期である。

第四期 農業基本法が制定され、他産業との所得格差が拡大するなかで、それに応する一連の農業近代化対策が大きく展開されてきた、いわゆる基本法農政の時期である。

第五期 経済の高度成長に伴い、農村の都市化、過疎化現象、食糧需要構造の変化などこれらに対応する総合農政の展開を特徴とする時期である。とくに四十六年から実施された米の生産調整は戦後の農地改革に次ぐ大改革といわれ、かつ四十八年のオイル・ショック後の経済の低成長への移行など、今日の農政は大きな転換期にさしかかっている。

以下各期ごとに重要な問題を概説する。

占領期の農政 終戦直後の農政の目標は、農村の民主化と食糧の確保に重点がおられた。二十年十二月九日占領軍総司令部から「農地改革についての覚書」（通称、農民解放指令）が指示され、単に農地制度の改革にとどまらず、創設された自作農の維持発展のための諸施策も含まれており、自主的民主的な農業協同組合の設立、農業改良普及制度の創設が農村民主化農政の三本柱といわれた。

農地改革は、自作農創設特別措置法と農地調整法の中に定められている諸施策を総称するものであって、政府案による第一次農地改革、つづいて二十一年六月対日理事会勅令にもとづく第二次農地改革として推進された。この改革によって全国では約一〇〇万戸の地主から約二〇〇万haの小作地を買収して、三〇〇万戸の耕作農家へ売り渡された。

本県でも買収地主四万八、一五八戸、買収農地一万九、二二八ha、これが六万七、五六六戸の農家に売り渡された。不在地主を一掃し、数多くの自作農が創設されて、伝統的な地主制は崩れ、農村の民主化と生産の拡大基盤をつくりあげたことは、日本農政史上画期的な成果とみなければならない。

民主化のための第二の施策は農業協同組合の誕生である。これは戦時中、地主的支配と全体主義を基調とし、権力的な統制団体化してきた農業会を解体し、眞に耕作農民の自主的協同組織として確立するとともに農地改革によって創出された自作農の転落を防止する目的をもつものであつたといわれる。

農業協同組合法は、二十二年十一月公布されたが、本県においては、同年九月農民諸団体によって県農業復興會議を結成し、農業会の解体と、これに伴う農業協同組合の設立育成について統一方針を決定して、設立に際しては農民に理解と協力をうるため、直接農家にも「農協いろは」を配布し、趣旨徹底を行い、二十三年八月までに農業会を解散し、新しい農業協同組合の誕生を促した。

その結果、原則として県下一市町村・一総合農協として一三三の総合農協が設立され、県段階の六つの連合会（指導連・信用連・販売連・購買連・園芸連・畜産連）も設立をみ、県農業会は解体された。

民主化農政の第三の対策として、二十三年農業改良助長法が発足した。これは戦前からの地主団体的な農家に対する技術指導にかわり、政府の援助のもとに県との共同事業として県農業改良普及員が主体となり、民主的に新しい科学知識を農民に普及し、農業技術の改良のほか農家の生活改善を推進し、農業の生産と生活の向上を期することとしたものである。この制度はアメリカの普及制度をとり入れた改良普及員制度といわれている。

県は二十三年この制度を実施に移し、從来の食糧増産技術員を農業改良普及員に切替え、生活改良普及員を含め、発足当時九九人、県下二十四地区に駐在して活動を開始した。なおこの制度の民主的運営をはかるため、郡程度の地域に農業者の団体等からなる農業改良委員会制度も発足をみると至った。

農村民主化のほかに、この期の農政の重大施策は食糧供給の確保と緊急増産であった。

敗戦とともに食糧需給はさらに窮迫状態が続き、国民は飢餓にひんじていた。ことに二十年の産米は作柄の不良に加え、収穫期の風水害等により全国的に史上空前の大凶作で、平年作の六割程度に過ぎず、食糧危機に拍車をかけた。したがつて食糧確保の措置も一段と強力なものとなり、二十一年二月緊急勅令「食糧緊急措置令」が公布され、供米に對する強権發動まで行われた。さらに二十三年七月食糧確保臨時措置法が制定され、これにもとづき県・市町村に農業調整委員会が設置され、作付面積の割当てと供出数量の事前割当てが行われた。

当時食糧の確保は県政の最重点施策で、知事自から供出督励に出向き、割当目標完遂に努めた。この時期に杵島郡武内村（武雄市）の二十

二、二十三年と二か年連続供米日本一の輝かしい記録もあるが、反面他

町村では強権發動なども行われた。幸い本県の場合は、このような食糧危機の中にも消費者への遅配・欠配だけはまぬがれた。

一方、食糧危機突破のための増産対策として、二十年十一月緊急開拓事業要綱が制定され、一五五万町歩の開拓五か年計画を樹立し、当時の社会的混乱、すなわち敗戦による海外からの引揚等による失業者の救済など一石二鳥のねらいをもって開拓入植が実施された。

本県の場合は、特異な干拓地等もあり、かつ未墾地も比較的多かったため、緊急開拓事業着手以来、二十六年度末までに入植者の累計は二、四五戸で、うち一、六九一戸の入植者の定着をみた。

以上述べてきた民主化農政と食糧確保のほか、この期の重要施策として農業災害補償法と土地改良法が制定された。

農業災害補償法は農業のもつ自然災害とわが国の農家経営の零細性をカバーする固有の所得政策として確立された。

農業災害補償制度は、農家が共済掛金を出しあって共同準備財産を造成しておき、災害があったとき、共同準備財産をもって被害農家に共済金の支払いをするという、農家の自主的な相互扶助を基本とした制度である。

農業共済事業は現在、農作物（水稻・麦）、蚕繭、家畜（牛・馬・種豚・肉豚）、果樹（うんしゅうみかん）、建物、園芸施設、損害防止の七種類があり、事業の内容はその多くが法令等で統制されている。

土地改良法は從来の耕地整理法、水利組合法にかわって制定されたもので、農地制度の改革とともに農地行政は土地基盤すなわち耕地の質的条件を積極的に整備し、天然災害から守り生産量の増大と生産性の向上

をはかることを目的とした。

本県の場合、北山ダムが国営嘉瀬川農業水利事業として、二十六年四月土地改良法による事業として指定をうけた。

なお、戦後經濟確立のため、本県では、二十二年八月、県産業振興対策審議会規定を公布し、「本県産業の振興をはかるため採るべき方策」についての諮問に対し、農業関係では農産、畜産小委員の二三項目にわたる第一回答申、つづいての第二回目の本県農村工業の具体策、三回目の県輸出産業の具体策、四回目の県下農村不況対策の諮問、これに対する答申が行われた。これらによつて戦後混亂期にもかかわらず、将来発展をめざす県農政の方向が模索されていた。

自立復興 占領期の農政時代につづいて、二十七年の平和条約の発効期を迎える、國としても經濟自立三か年計画は続いたが、二十五年ばつ発した朝鮮動乱はわが國經濟に軍需景氣をよび起し、これが契機となり自立復興

の農地開発十か年計画、二十七年の食糧増産五か年計画が打ち出された。この時期には、戦後のきびしい食糧危機から脱して農業生産力も回復に向い生産資材の統制も徐々に緩和され、二十四年頃から二十六年にかけて野菜・農薬・肥料の順に配給統制や公定価格の制度が撤廃されてきた。主要食糧についても、いも類・雑穀の流通が自由となり、麥も二十七年七月から間接統制に移行し、農産物の中で全面的統制は米のみとなつたが、三十年産米からは供出割当制度から予約売渡し制度となつた。

しかしながら、食糧全般としては不足の状態で、輸入に依存し、当時、輸入食糧はわが國輸入総額の中で二五・三〇%にもおよんでおり、かつ価格差補給金がつけられ財政を圧迫していた。従つて自立經濟の基

盤を確立するためには、食糧輸入を抑制し、国内自給度を向上させる積極的食糧増産政策が農政の大きな目標となつた。

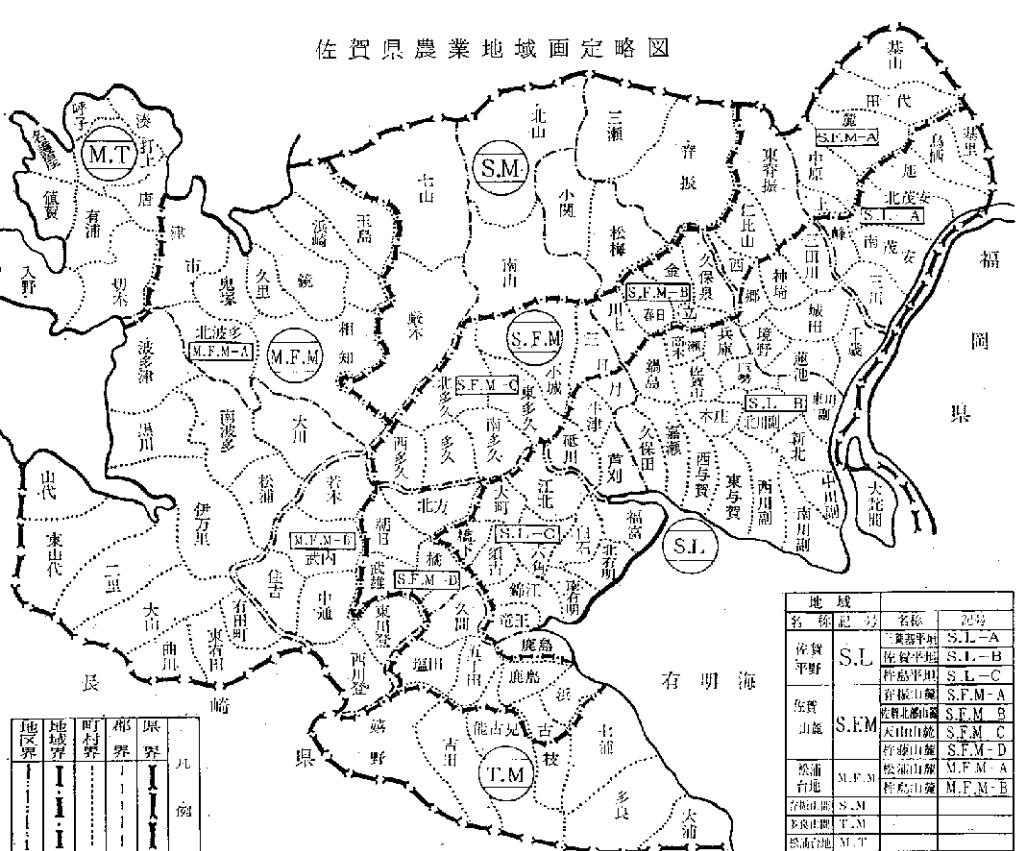
このような諸情勢から農業に対する財政投融資も食糧増産という名目で拡大されてきた。すなわち土地改良事業、國土資源の利用開発に関する特殊立法をはじめ、災害対策関係諸法、生産奨励施策、価格安定制度、資金融通対策など諸政策が整備された時期である。その主なものをあげれば、生産対策的なものとして、二十五年植物防護法、二十五年家畜改良増殖法、二十六年家畜伝染病予防法、二十八年有畜農家創設特別措置法、二十八年農業機械化促進法、二十九年酪農振興法がある。

災害対策として二十五年は農林水産業施設の災害復旧に対する国庫補助の制度化があり、被害農林漁家等については災害のつど、資金融通の特別措置がとられてきたが、さらにその恒久的な制度として三十年天災融資法が制定されるに至った。なお、組合金融等では、二十六年、融資困難な長期低利を必要とする土地改良、造林等に対しては財政資金による農林漁業資金融通法が制定され、二十七年には農林漁業金融公庫法に改正され、自作農維持創設資金融通法も三十年に制定された。

前期に行われた農地改革制度を維持するため、二十七年農地法が制定され、この農地行政と農業振興を担当する農業委員会法も二十六年成立した。この農業委員会法は、これまでの農地委員会・食糧供出割当の農業調整委員会・農業改良委員会の三組織を一本化して、県下各市町村に農業委員会が誕生し、県段階の県農業会議も二十九年に設置された。

二十六年四月には農林漁業協同組合再建整備法が公布された。これは二十四年ドッジ・ラインによる経済引き締め策が、当時急速に加速したインフレに急ブレーキをかける結果となり、デフレ政策への転換、統制

経済から自由経済への推進は農村に不況をもたらした。このため統制經濟的環境のもとに発足した農協は全国的に經營不振におちいったので、



二十六年から五か年で再建整備を行うことになつたが、本県の場合も三五総合農協と、県連合会では経済連と開拓連が適用をうけ、再建整備が進められた。なお、引続きその達成を早めるため二十八年連合会の整備促進法、三十一年農協の整備特別措置法が施行され、農協の再建がはかられた。

この時期の県農政の特記すべき事項として、二十七年に策定された「県農業総合計画大綱」と「県農業地域区分の設定」がある。この計画は、本県農林業の特性に立脚し、総合的な施策をおり込んだ計画であり、県独自の総合計画としては初めての試みで、その意義は大きかつた。

また、農業地域区分については、従来まで稲作を中心とした地域区分は行っていたが、この区分は総合的な観点に立って県下を六地域・九地区に区分し、それぞれの地域の特性を明らかにし、地域農業の指導目標として永く活用された。

この期の食糧増産の諸対策とともに農業技術は、品種の改良をはじめ、秋落水田の解消、栽培法、施肥法など新たな発展をみせるとともに、病害虫発生予察事業の整備、新農薬の導入による病害虫防除技術、除草剤の開発、動力耕耘機の普及など、戦前をはるかにしのぐ農業技術の進歩が大きく寄与し、食糧増産計画に一応の成果を収めた。

戦後農政 農村の民主化と食糧の増産確保を大目標としてきた戦後第一転換期 一〇年の農政は一応効を奏し、かつ三十年は天候にも恵まれ、稻作は史上最高の豊作となり、食糧の安定供給の見通しも生まれてきた。従って過去一〇年の国家目的をつらぬいてきた食糧増産対策にも反省と検討の気運も高まつてき、一方、経済全体としても高度成長へ

のきざしが現われはじめ、社会、経済情勢も大きく変化しはじめてきた。三十一年度の経済白書も「もはや戦後ではない」と宣言したように、日本経済は回復期から成長期に移行しており、半面、農業と非農業との間には生産性と所得の格差が顕在化してきていた。

農林省も三十二年最初の農林白書を公表し、「農政の曲がり角論」を展開した。すなわち農家所得の低さ、食糧供給力の低さ、国際競争力の弱さ、兼業化の進行、農業就業構造の劣弱化の五つを赤信号として指摘した。

以上のような諸情勢を背景として、農政自体としても農村民主化と食糧確保の政策から一步前進し、農業者の民主的・自主的創意を基調とした農業生産の拡大と生産性の向上によって、農家経済の拡大安定をはかることを第一義的なねらいとする農政の質的変換がせまられてきていたと見るべきであろう。換言すれば、国民経済の成長発展過程の中に、新たな農業問題が生じ、農政はそれに対応しなければならなくなつた。

三十一年四月閣議決定された「新農山漁村建設総合対策」は、そのようないをもつた新農政の一つであった。この対策は全国をおおむね三、一〇〇地域に区分し、農山漁民の自由な発意と適地適産に基づく新しい「村づくり運動」で、戦後の農地改革をはじめとする諸施策の成果のうえに、新しい農山漁村の建設をめざしたものであった。

本県の場合は、県下を五三地域に区分し、三十一年度から三十七年度までに全域の指定をうけ、特別助成事業を実施した。本県の特別助成事業の特色は、みかんを中心とした果樹に比重が高く、畜産がこれに次いで高かった。特にみかんは三十年から三十四年までの五か年間の新植の伸びは二三三%にも達し、全国の一四一%より遙かに高く、他の生産県

のいすれより群を抜く伸びで、本県みかん産業の先駆的役割を果たした。また農事放送施設（有線放送）は農林漁家の經營・技術の改善・生活改善等について、指導連絡・農家相互の連絡などを高める特異な事業として効果をあげた。

なお、この時期に県農政として特に力を入れたのは、酪農対策である。酪農振興法に基づき、三十二年集約酪農地域の指定を受け、草資源の開発可能な天山・脊振山系を集約酪農地域として、乳牛を集團的に導入し、飼料自給度の高い堅実な酪農經營を確立するとともに、集乳費の節減による乳業の合理化にも資することとした。このような酪農情勢の中で、三十一年グリコ協同乳業の発足、三十三年六月県酪農業協同組合連合会が設立され、本県酪農の指導組織が確立された。

米作は本県農業の主軸であるが、戦前は「佐賀段階」といわれ、全国最高位にあつた。しかし、戦後は停滞的で、三十三年過去の記録を上廻る最高の反収四三一kgに達したもの、それでも全国第四位にとどまった。

したがつて県では稻作の停滞現象を検討する一方、その対策として、

気象災害による減収防止のねらいをもつた早期・早植栽培の奨励、秋落水田の耕土培養、良質多収施肥法試験、深耕多肥密植試験、短稈穂數型品種の育成試験等諸対策に力を入れてきた。この時期には直接的な增收まで結びつかなかつたものの、次期の「新佐賀段階米づくり運動」の技術的基礎づくりとして進んでいたとみてよからう。また、佐賀平野の用水確保と防災の両機能を果たすため、二十五年着工した北山ダムも三十年に完成し、水基盤の画期的整備も行われた。

なお、当時の米価算定方式についても、従来のパリティー方式（二十一

年～二十九年）から、パリティーと所得補償方式（三十～三十四年）、さらには生産費所得補償方式（三十五年～）に切替えられた。

この方式は、農村の労賃を都市のみに評価替えして、米作農家の所得を確保することをねらいとするもので、今日までつづけられている。この米価算定方式の切り替えは、農業者側からの所得格差是正のための対策、施策の要求の端的な現れである。

一方、経済成長下の農業の行き詰まりを抜本的に打開しなければならないという願望は、全国農業会議所を中心とする農業委員会組織によって農業基本法制定の要求として展開された。このような動向に対し、政府は、三十四年四月農林漁業基本問題調査会を設置し、農林漁業に関する基本的な施策の確立に関する諮問を行い、翌年五月に「農業の基本問題と基本対策」という答申を受けた。この内容は、農業の基本対策を方向づけるに当たってとくに考慮すべきこととして、経済の成長、就業の動向、貿易の自由化の三つをあげ、今後の農政の方向を、所得の均衡・生産性の向上・構造の改善を三本柱として、問題と対策を解明したものであった。

なお、この期の一般農政施策として、三十二年農業協同組合整備特別措置法、三十一年農業改良資金助成法、三十二年開拓営農振興臨時措置法、三十三年酪農振興基金法、三十五年養鶏振興法等が公布された。

基本法農 農業基本法が制定されたのは、三十六年六月で、この法律は基本問題調査会から答申された「農業の基本問題と基本対策」に基づき、他産業從事者の所得水準と均衡のとれた農業所得を確保しうるような自立經營農家の育成と、食糧需要構造の変化に対応する畜産・果樹等の生産の拡大をねらいとして、戦後の農業近代化そのもの

に取り組んだものといえる。

したがって今後の農政の方向も、成長発展する国民経済の一環として農業の発展を期待しつつ、それらの動向を十分配慮し、構造政策（条件政策）を、生産政策（手段政策）・所得価格政策（目的政策）の基底において、今後の農業政策の方針と目標を示したもので、農業基本法は「農業の憲法」ともいべきものであった。また、さきに打ち出された「所得倍増計画」の農業版ともいわれた。

直接的な基本法関連法案の中で、まずあげなければならないものは、農地法と農協法の一部改正である。農地の取得は内地三haの最高限が外され、農業生産法人（株式会社を除く）の農地取得も無制限となり、農協法の改正では、農事組合法人の設立や農地の信託事業が出来ることになつた。これは従来の自作農主義から、規模拡大・協業化を促し、企業的農業への条件を開いたわけである。

また、金融対策として、農林漁業金融公庫法を改正し、経営改善資金融資制度が創設され、経営規模拡大・農地未墾地取得資金・果樹畜産經營拡大資金のほか、貸付条件も緩和された。

なお、系統農協の資金を活用し、農業近代化を推進するために必要な金融措置として、農業近代化資金助成法の制定、農業者等のこれらの資金の借入について債務の保証を行わせる保証機関設立のため、農業信用基金協会法が三十六年十一月公布され、本県の農業信用基金協会も三十七年三月設立された。

三十九年には農業改良資金助成法の改正が行われ、農業後継者育成資金と農家生活改善資金が新たに加えられた。

次に基本法関連の重要な施設として農業構造改善事業が三十六年から一

〇か年計画で、都市化・工業化の進んだ地域を除き、全国でおおむね三、一〇〇の市町村を対象に実施されることになった。そのねらいは、もちろん、農業基本法の趣旨に沿い、農業基盤の整備開発・農業近代化施設の導入・環境整備等農業構造の改善に係る事業を総合的・有機的に実施し、農業技術の革新と基幹作物の選択的拡大をはかりつつ、自立経営農家の育成と協業の助成を促す一連の具体的な農業近代化政策であった。前期の新農山漁村建設事業と異なるところは、構造改善を主眼とし、生産の選択的拡大を通じて主産地形成をはかることであった。

本県では三十六年パイロット地区（小城町晴田地区）と一般地域八地域を計画地域に指定するとともに、四十五年までに有明干拓を含め県下全市町村に事業を実施した。

事業費総額六二億二、四〇〇万円、うち補助事業費は四八億九、四〇〇万円、融資単独事業費は一三億三、〇〇〇万円であった。基幹作物別事業費は、果樹六〇・八%、米三〇・三%、家畜五・八%の割合であった。

以上のような基本法農政の展開される中で、本県農産物の大半をなす米作については、自然的条件・経営経済条件の特性からして将来にわたっても稻作こそ選択的拡大部門であるとの受けとめ方は強かつた。かつての「佐賀段階」以降、停滞現象が続いた戦後の稻作においてようやく脱脚しうる技術条件の成熟化も進んできていた。すなわち倒伏しない短稈穂数型品種の育成、それに適応した後期追肥重点施肥法の確立など、さらには「佐賀段階」を再現しようとする潜在意識の高まりは広く集団栽培の気運を醸成し、これらの素地をふまえて「新佐賀段階米づくり運動」が三十九年から一〇か年計画で、全県的に展開された。



総理の頭彰

農業の發展寄手たちの功績は誠に頗るものあり、
よつて、頭彰します。
昭和二年七月八日
内閣總理大臣佐藤榮作

この運動の推進は舉県的なものであり、その成果は発足二年目にして、県平均一〇a当たり五一二kg、つづいて四十一年には五四二kgと記録を更新し、連續米作日本一の座につき、米作県佐賀として「新佐賀段階」の名聲を高めるに至った。この成果は広く全国の米作県にも影響をおぼし、「新佐賀段階づくり推進本部」は、四十二年総理大臣の頭彰を受ける栄誉に輝いた。

みかんについても、新農村建設以降県下各地に新産地が生まれてきたが、さらに選択的拡大の方向に沿って果樹農業振興特別措置法が三十五年制定され、産地拡大がはかられてきた。したがつ

て県としても米づくり運動と同様一年遅れて、四十年から「うまい佐賀みかんづくり運動」を展開することになった。從来から本県みかんは、県一本の共販体制と計画出荷により各市場の好評を博してきたが、品質面では「すっぱい佐賀みかん」といわれていた。したがつてこの運動は、品質・味ともにうまい佐賀みかんをつくることを第一に、みかん経営も、売り方もうまい、この三つを標榜して展開された。この成果もあり、山麓地帯はオレンジ・ベルトを形成するような集団產地が生まれ、その植栽面積・生産量は、全国的に三位、四位の地位を占めるまでに至った。

次に基本法農政の一環として、積極的な施策は農協合併である。系統農協も戦後のインフレーションの収束の過程で、あるいは朝鮮動乱の不況などによって、經營の建て直しに忙殺された時代もあつたが、三十年後半には農協經營の整備も行われた。しかし経済の高度成長期を迎え、農産物の選択的拡大・技術革新による資本装備の高度化等は、農協自体の整備拡充を必要としてきた。

政府は、三十六年農協合併助成法を公布した。県は三十七年十月、農協合併助成条例を定め、必要な助成を行うこととし、三十九年四月に本県第一号の合併組合として唐津市農協が誕生、四十四年度までに設立当初の一三三の総合農協は四九農協となり、四十八年度神埼郡一円の広域合併が行われ、総合農協数は四四組合となつた。

一般農政対策としては、畜産物の価格安定等に関する法律の改正が三十六年に行われ、原料乳・豚肉等の安定価格の設定、畜産振興事業團の設置などが決定され、四十年には加工原料乳生産者補給金等暫定措置法が公布され、不足払い制度が実施されることになった。また同年山村振

興法が制定され、山村振興計画を樹立して振興をはかることとなり、本県は四十二年度から七山・富士・大和・脊振・三瀬の五か町村を指定し、特別開発事業を実施した。

また選択的拡大作目としての野菜については、その価格安定が農産物の中でも極めて技術的に難かしい政策とされていたが、四十一年に野菜生産出荷安定法が制定された。これは大消費地に出荷される主要野菜の安定生産と計画的出荷を行いうる集団產地を育成するとともに、価格低落に対処するための措置として、野菜生産安定資金をつくり、価格低落の場合に生産者補給金を行うこととしたものである。本県の場合は国の指定產地として、四十一年肥前町の秋冬白菜・白石地区の玉ねぎが指定を受け、五十一年度までに七品目・一二産地となり、一方、県指定產地も四十五年度を初年度として五十年までに一〇品目・一五産地を指定し、積極的な集団產地の育成事業を実施し、振興をはかつてきた。

以上述べてきた基本法農政の展開は、経済の高度成長に関連して零細農家の他産業への転換、それに伴う農業構造の改善、さらには産業としての農業の確立を期待したもので、現実は兼業化が進み、地価は高騰し、農地の流動化も鈍く、自立農家の規模拡大までには至らず、基本的な農業の構造改善は思わしく展開しなかったと見るべきである。

総合農政の展開 戦後の三十年にわたる食糧政策は、終戦直後の緊急食糧確保対策、つづいて経済の復興基盤確立のための食糧増産対策、さらに高度成長に伴う食糧需要構造の変化に対応する選択的拡大へと展開してきた。主食の米についてみれば戦後十年を経た三十年以来八年続きの豊作で、四十年はやや減少をみたものの、四十一年から四十三年までは一、四四〇万tを上回って生産された。一方、消費は減退の傾向を示

し、恒常的過剰期に入った。

このような需給事情を反映して四十四年産米生産者価格は据置きとなり、時の西村農相は同年七月「総合農政の展開について」を発表した。

その要旨は、

「食糧生産は米ばかりでなく総合食糧として考え、野菜・果実・畜産等伸びるもののが安定供給をはかる。」

米は増産だけでなく、需要の動向に即して生産されるよう、銘柄格差なども考えるとともに、米の管理に所要の改善を加える。

農業振興地域整備法の成立、農地法の改正などを期し、構造改善に資する」

という内容のものであった。当時、農林省は、その発表をうけて当面の対策として、

「米の生産調整のため新規開田の抑制、稲作転換促進とその助成

自主流通米の導入と配給改善

農地法・農協法の改正、農業振興地域整備法の成立

次期(第二次)構造改善事業の実施

農業者年金の創設と活用

土地改良長期計画の改正と基盤整備事業の推進」

の試案を打ち出した。

米の過剰基調のつづく中で、古米・古々米が累積して、政府は四十四年から食糧管理法施行令の一部を改正し、政府買入れに屬さない自主流通米制度を設け、なお食管制度の根幹は崩さず米価を維持するため、奨励金を交付しての稲作転換による生産調整にふみきった。

生産調整は、まず、四十四年全国一万haを計画し、約五、八〇〇haの

実績にとどまり、本県では一二市町村・約七〇haの作付転換を行つた。

翌四十五年には、転作・休耕も含めて実施されたが、本県では全県的に生産調整が行われ、その面積は四、六〇〇ha（水田総面積の八・五%）に及んだ。さらに四十六年度から五十年度まで五か年計画として実施された。しかしながら、今回では休耕奨励金は前の三か年間だけが対象となり、かつ各県毎の予約限度数量を定め生産者に指示し、政府買入数量はその範囲内とすることになった。

米の生産調整（政府の買入制限）は、わが國農政史上かつてない政策であり、特に米作県である本県では農家経済におよぼす影響もじん大であり、特に米作県である本県では農家経済におよぼす影響もじん大で

あり、また「新佐賀段階米づくり運動」を推進してきた稻作近代化農業者の生産意欲の低下をきたし、集団栽培を推進してきた稲作近代化集団もその機能がにぶり、かろうじて機械や施設を利用する機能集団へと変質してきた。

農業振興地域の整備に関する法律が四十四年七月制定されたが、これは経済の高度成長の続く中で農地の無秩序な壊滅から農業を守り、今後農業を振興すべき地域を指定し、農地利用計画・基盤整備・農業近代化施設等を整備し、土地利用については勧告や協議調整を行うとともにでき、「農業の領土宣言」ともいわれた。

本県でも四十四年度から四十八年度までに全市町村を農業振興地域として指定し、さらに五十年には法律の一部改正により地域の見直しと新たに農用地増進事業が実施されることになった。

基本法農政以来農地の流動化は進展せず、自立農家の育成も困難であるため、従来までの自作農主義を一步進めて借地農主義をとり入れ、農地取得の上限面積の撤廃と零細農の農地買いを避けるため、下限面積を三

〇aから五〇aに引き上げ、また農地保有合理化公社を各都道府県に設置して農地の売買・貸借等を行なうこととした。本県の農地保有合理化公社も四十六年七月発足し、業務を行なっている。農協法の改正も農地流動化対策として、農協の受託による農業經營を認めることとするなど、両法の改正によって一連の農地流動化対策を推進することになった。

また新たに農民を直接対象とする農業者年金基金法が四十五年成立したが、この制度は、優秀な後継者の確保、老齢者の經營移譲促進、經營規模拡大を、農民の老後安定のための年金給付と結合させ構造政策に資することとしたものである。

前期から実施してきた構造改善事業は、四十四年からさらに第二次構造改善事業を行うことになったが、それは土地基盤の整備と大型機械を導入し生産の近代化をはかるとともに、とくに二次構では選択的拡大の名目で、畜産・果樹・施設園芸にセット融資を行い、大型協業農業の育成に重点が向けられてきた。本県は五十年度まで三一地区を指定し、完了した事業費は補助事業五四億四、〇〇〇万円、単独融資事業一三億円を投資している。

つづいて四十五年には高度経済成長のひずみとなつた過疎地域の対策として、過疎地域対策緊急措置法が成立するとともに、翌四十六年は農村地域工業導入促進法を公布し、農山村・過疎地を含め工業を導入し出稼ぎを少なくし、地域内での就業を促進することとした。

本県は四十六年度から五十年度までに県計画三地区（五市町村）、市町村計画一五地区（一五市町村）を指定し、その導入を計つてきだが農業従事者からの雇用者数は計画目標よりはるかに少なかつた。

この期の一般的農政対策としては、果樹保険臨時措置法が四十三年に

成立し、果樹の自然災害、病害虫被害による果樹保険の試験実施をしきたが、四十七年には農業災害補償法に組入れる改正が行われ、果樹共済の制度が確立したことは、本県みかん経営の安定化に希望をもたらせた。

そのほか、国は総合農政を推進するうえで、地域農業生産を長期的観点にたって誘導するガイド・ポストとして、主要作目について「農業生産の地域指標」の試案を作成公表するとともに、一方、零細兼業農家と農地流動の便直化したなかで、高能率の近代的農業を推進するために、基本法農政期の協業や協業組織から新たに集団的生産組織の育成、農用地利用増進事業の適切な運用をはかる措置をとることが、食糧自給力の維持向上をはかるうえで必要であるとされた。

以上のような総合農政の展開の中で、四十八年から国の総需要抑制、同年十月のオイル・ショック等社会経済の変動によって、今までの高度経済成長から低成長へ移行し、農業の見直しも生まれてきた。このような情勢の中で本県としても、すでに設置されていた県農政審議会に四十九年三月一日「佐賀農業確立のためにとるべき方策」について諮問し、同年十二月に中間答申が行われ、五十年度末には本答申が行われた。

この答申は本県農業確立のためにとるべき方策として、第一には佐賀農業振興の理念と農政の基本姿勢を明確にし、第二に農村環境面に関するべき基本の方策として土地づくり、人づくり、暮らしづくり、環境づくりを示し、第三に主要作目の生産と流通に関するべき基本の方策としてそれぞれ重点的な施策がありこまれ、最後に第四として高度成長の時代から一転して低成長の時代を迎える、県農業の振興上当面する項目を明らかにした。

戦後三十を経て、今後の県農政は、この答申を指針に新たな展開が

期待される。

〔二〕 終戦後の食糧確保

終戦後の終戦後、主食である米穀の国内需給状況は、昭和二十一年量は十五年対比五六%に低下し、加えて人口の増加により一人当たりの年間消費量は八二kg（十五年対比五〇・九%）となるに至った。このた

め、農林省調査によると、食糧の遅欠配は全国的に最もひどい小樽市で四八日間、少ない都市としての福岡でも一・五日となっている。

この時期における県内の状況は、全国有数の生産県であったため、国内の需給の状況が直接に影響することは比較的大に少なく、他の消費県にして有利な地位にあった。

とくに二十年八月十五日終戦の混乱虚脱の中で、本県においては後日多くの問題と批判を生じた「緊急配給」と称する異例配給措置が断行され

た。当時、県は食糧營團手持

米穀の国内需給状況 単位:千t

区分年度	緑越量	生産量	輸入量	次年度緑越量	消費量	1人当たり消費量	人口
昭和15	609	10,345	1,675	653	11,714	0.161	72,844
17	1,061	8,263	2,352	657	11,066	0.149	74,497
19	522	9,433	720	—	10,692	0.148	72,398
20	—	8,783	236	—	8,898	0.122	72,805
21	—	5,872	16	10	6,120	0.082	74,024
23	4	8,793	44	8	8,883	0.112	79,200

注: 1 輸入量には移入量を含む。

2

輸出量等を省略したので差引消費量となっていない。

資料: 農林省作物統計表

主要食糧玄米換算表(玄米150kgに対する量) 単位: kg

米のみならず、県下在庫の大部を消費者に配給する計画を樹て直ちに実行し、十六日夜半より三日間の短日時に二〇万石かますを超える数量、當時の一ヶ月配給量八万石かますの約三倍（一万二、〇〇〇t）の配給を完了している。

二十二年四、五月になると大都市の食糧難が深刻化し、遅配・欠配が相次ぎ、五月には飯米獲得人民大会食糧メーデー、東京都世田谷区民米よこせ大会が行われた。五月二十四日には天皇陛下の「乏しきを分かち、苦しみを共にし、食生活を安定せよ」の御放送があり、国民の協

力を要請された。

主食の配給はすでに、二十年七月から、昭和十六年以来堅持されてい
た二合三勺を二合一勺に減配し、内容も米の割合が減少し、雑穀・甘藷
が大部分を占めるようになった。欠食児童も出始め、六月一日、県教學
課は県下各学校に授業短縮を指示、六日には、県は手持食糧を公表し、
県民に供米促進、混食利用、食い伸ばしを要望した。七月五日、国の食
糧危機突破対策に呼応して、知事を本部長とする県食糧危機突破対策本
部を設け、これに準じて郡・市町村にもそれぞれ対策本部を設けて、県
民から一人の餓死者も出さないよう対策を講じた。

対策の内容は、食糧の増産、供出の確保、消費面では混食の励行、未利用資源の確保、炊はんの工夫、咀嚼^{くしゃく}の励行、その他隠匿物資の調査等

すでに、七月一日から県下学校では食糧休暇が出された。また当時、県内ではコレラが猛威を振るい、混乱の頂にあった。

二十一年七月の「米代替食糧品検査要綱」(県告示第二八八号)によ
る、米代替食糧品として、大豆、小豆、えんどう、そら豆、そば、粟、
どんぐり、乾燥物(甘藷茎葉根、大根葉、甘藍殘葉、かんらん南瓜茎葉種子、瓜
類茎葉、里芋茎葉、にんじん葉、馬鈴薯茎葉、豆類茎葉、ごぼう葉、み
かん皮、柿皮、海藻、桑殘葉、葛葉根、蓬、山野草、山菜、茶穀、いな
ご)およびこれらの粗粉があげられている。

これら代替食糧は、農家や学徒を動員して集荷された。未利用資源は、二十年には、二、七一〇・三石（玄米換算）も集められ、食糧官庫により粉食化されて、米、麥、雜穀とともに主食として配給された。

力を要請された

月には、主食の中の米の割合が三割に減量された。十月には、県内の手持米二、〇〇〇石と急を告げたが、この月から出荷が始まった甘藷や占領軍放出食糧により欠配は辛うじて回避された。

この年は、引揚・復員等による人口の急増もあって、生産農としての本県の基礎も動搖し、食糧事情の悪化は、供給量の減少に止まらず、農民そのものの保有米不足・転落による需要量の増加もあって、二十一年十月の端境期には遂に配給人口六六万人を越え、配給制度実施以来の最高記録となつた。

また、この年における米食率は極度に切り下げられ、一時は一割におとされ、代替品目も四五品目にわたり、カボチャ、かぼこ、竹輪、澱粉粕、まんじゅう等もこの時の代替品として珍重され、野菜等の食用化のため未利用資源利用普及講習会を県下各地で開催し、製粉施設にオール製粉設備が採用された。

そのほか相当多量に貯蔵されていた朝鮮・満州からの高粱・粟・大豆等（朝輸送物資と呼ばれた）が配給食糧の一部として食糧難緩和に役立てられた。

十一月になり二十一年産米の供出が始まり、主食も十五日に二合五勺へ復活、今までの食糧危機がくい止められた。こうした対策の結果、一部に短期間の遅配はあったが、欠配・欠配棚上げなど異常な事態は発生しなかつた。

二十二年も食糧危機が予想され、前年に引き続き供出の促進、ヤミの取締り、七月五日の飲食店営業休止等の対策がとられたが、食糧生産の回復、占領軍の大量食糧放出により、不十分ながらも食糧危機を免れることができた。

配給公團（本県分）の主要食糧配給実績

注：特は、特定業種に対する配給（国鉄、通信等）

区 分	昭和23年米穀年度		昭和24年米穀年度		昭和25年米穀年度		
	数量 kg	%	数量 kg	%	数量 kg	%	
国 内 产	米 穀	49,892,214	63.3	特 544,746 52,440,041	65.6	48,618,569	62
	麦 類	13,987,901	17.7	特 194,755 8,982,840	11.4	10,432,392	13.3
	小 豆	—	—	—	—	4,707,935	6.0
	麦 粉 類	435,697	0.6	特 25,633 342,383	0.4	1,170,215	1.5
	生 甘 薩	3,582,344	4.6	特 4,327 6,850,387	8.5	1,282,062	1.6
	生 馬 鈴 薩	1,020,457	1.3	特 7 1,058,772	1.3	3,660	—
	加 工 薩 類	—	—	—	—	60,776	0.1
	雜 穀 計	39,245	—	14,689	—	4,059	—
輸 入 食 糧	小 穀 計	68,957,858	87.5	特 769,468 69,689,112	87.2	66,279,668	84.6
	穀 物	4,481,984	5.7	特 36,227 9,971,701	12.4	12,077,417	15.4
	砂 糖 計	5,412,605	6.8	301,433	0.4	—	—
合 計		78,852,447	100	特 805,695 79,962,246 80,767,941	100	78,357,085	100

十二月には輸入砂糖が主食の一部として配給され、米軍放出缶詰が食卓にのぼったりしたのもこの頃である。そのほか、終戦時には、県内各地に本土決戦に備え、軍関係の大量の食糧・被服・医薬品等が貯蔵してあつたが、大半は県に引き渡され、物資窮乏の県民生活に役立てられた。

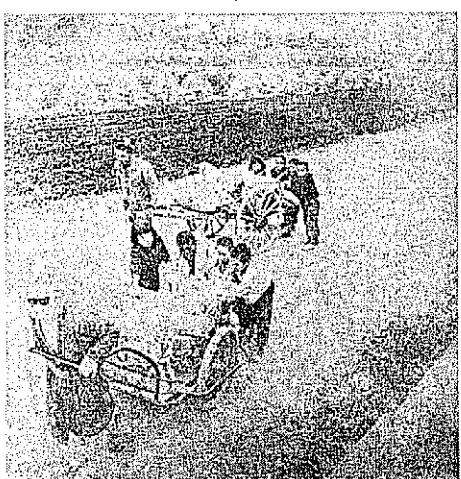
食糧難の時代を反映し、ヤミ倉庫荒し、野荒し等が横行した。経済犯罪の取締りは、昭和十四年國家総動員法による価格等統制令の施行以来実施されてきたが、十九年八、三八〇件、二十年八、〇四四件、二十一年一万八、四二二件と激増し、違反内訳も主食・副食が総件数の三分の二を占めるなど、食糧問題の深刻さを物語っている。押収摘発米も消費県と異なり、県外搬出時の押収が多く、鳥栖町は佐賀・福岡・熊本の穀倉地帯の鉄道の要衝で、特に多かった。

食糧供出 昭和二十年は、全国的な米の不作で、前年に對し三三%減収の三、九一四万九千石の生産となり、食糧事情が一段と深刻化していく。加うるに外地米の輸入が船舶の喪失により困難となりつづった。

本県でも労力不足と空襲激化による農耕放任、肥料の供給不足、九月の開花期の天候不順等により、生産量は七四万石で前年の六七%と明治三十年來の大凶作となつた。

これに加えて、復員・引揚者・戦災者の流入による県人口の増加、農民の供出意欲の減退、ヤミの横行と食糧問題は次第に深刻化していく。県人口は、昭和十九年七〇万五、〇〇〇人が、翌二十年十一月には早くも約八三万人に達している。

こうした状況の中で、二十年産米の供出割当が行われることになつ



昭和20年代の供出風景

た。昨年までのように警察力まで動員した国家権力による供米の確保は終戦により不可能となり、供米割当を前に、供出の割当およびその促進を円滑に行うため、十一月二十日農業界の各層からなる食糧供出委員制度を県・地方事務所・市町村ごとに設けた。

なお、この食糧供出委員制度は、農民の民主的意識の高まりの中で、翌二十一年七月、県食糧委員会および市町村食糧調整委員会として、農業界の有力者のみならず、民間識者・政党・耕作者・農民組合・農村青年団等の代表による構成へと拡充された。さらに、二十三年十一月には、耕作者の公選による農業調整委員制度に発展した。

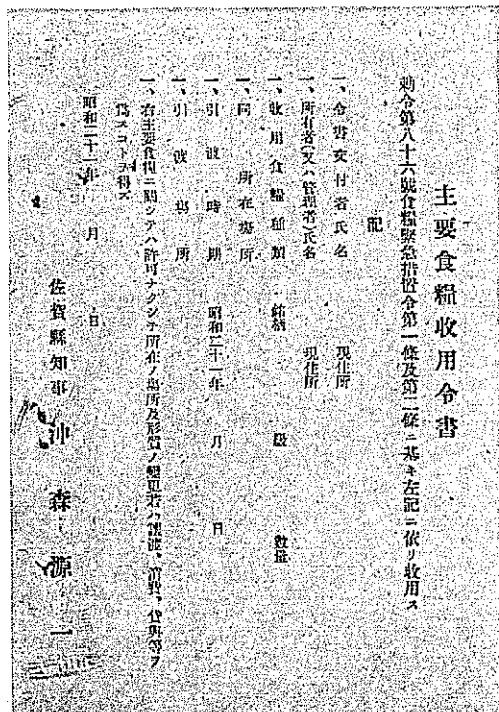
二十年十一月二十五日、県は二十年産米供出割当協議会を開催し、米五九万石、代替食糧六万石を各都市に割り当てた。この米の供出割当の算出基礎は、予想收穫八五万石とし、農家自家保有量二六万石、供出割当量五九万石であった。代替食糧は、屑米三万石、大豆三千石、大豆以外の雜穀七千石、麦類七千石、甘藷五千石、未利用資源八千石、計六万石であった。その後、凶作の状況が明らかとなり、この年の米の予想収穫高は、七四万石と平年作の六割にも達しない大減収となつたため、これに基づき県は十二月末、農林省と供米割当の減額補正の折衝を行つ

第12章 農林水産業

た。ところが、食糧危機の渦中にあって県の要求は実現せず、五九万石の供出量は減額できなかつたため、農家保有米九万石を調整米として市町村保管とする苦肉の妥協となつた。

食糧危機突破対策として、供米の確保が国家の至上命令として推進されたことはいうまでもなく、この年の供出は六五万石の割当目標達成を目指して、報償物資の配給、早期供出あるいは超過供出、奨励金の計算、肥料のリンク制など様々な供出の督励がなされた。それにもかかわらず、供出米の生産者価格が他の物価に比較して安いこと、農民の供出意欲の減退、ヤミの横行により供出実績は依然として振るわなかつた。

供出成績は、ひとり本県だけではなく、全国的にも振るわず、遂に政府は食糧危機を開拓するため、二十一年二月十七日、食糧緊急措置令を公布して、供出不良農家から強制的に食糧を収用する「強権発動」を決意した。最悪の事態を前に県は知事を先頭に、地方事務所・市町村を動員



昭和21年当時の主要食糧収用令書の様式

して供米行脚を行い、農民に供米を訴えた。

ところがその成果はあがらず、遂に県は四月下旬、悪質農家七二六人に對して供米勧告状を発送し、強力に供出を要請した。

こうした強行姿勢に対し、五月十六日発足間もない県農民組合協議会は組合員五〇〇人を動員して、強権発動反対の市中デモを行ない、知事に決議文を手渡した。さらに供米不振に追打をかけるように、六月、五万石の追加要請がきた。やむなく供米完遂市町村との均衡上、これを不振市町村に割り当てる一方、完遂農家にも超過供出を要請した。供米の行き過ぎによつて配給への転落農家が続出している現状から、期待がもてるものではなく、期

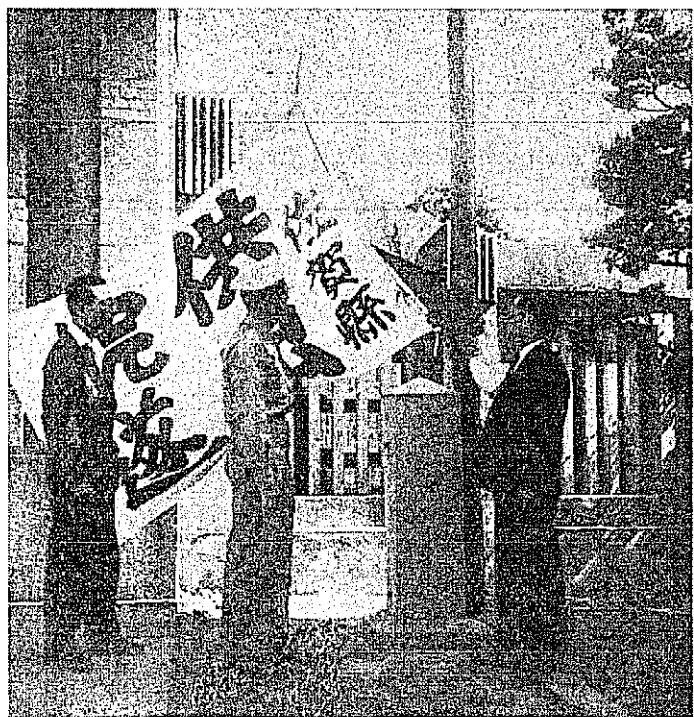
昭和20年以降政府買入数量

単位：玄米石

年次	割当数量	買入数量							進歩率	備考
		米穀	雑穀	未利用資源	代蓄	替類	其の他	計		
昭和20	650,000	405,839.7	—	2,710.3	—	—	6,040.2	414,590.2	—	414,590.2 63.7 昭和22年1月31日 現在
21	744,400	782,416.5	—	—	2,802.8	532.7	785,752.0	—	785,752.0 105.5	22年9月30日
22	875,000	875,169.8	1,459.2	—	—	—	—	876,629.0 330.2	876,959.2 100.2	23年9月30日
23	757,600	764,343.2	924.9	—	—	—	167.5	765,435.6 818.2	766,253.8 101.1	24年9月30日
24	565,300	566,256.6	460.0	—	—	—	—	566,716.6	— 566,716.6 100.3	25年4月20日
25	782,200	786,390.8	504.7	—	—	—	—	786,895.5	— 786,895.5 100.6	26年3月31日

注：1 食糧庁買入課調（但し昭和24.25年は佐賀食糧事務所調査）

2 割当数量昭和23年以降は補正数量である。（24年は責任供出数量）



昭和23年県庁前に掲げられた供米完遂旗

追加供出もわざかに終わっている。

こうした様々の問題を起こした二十年産米の本県供米実績は四二万

四、五九〇石（供出率六三・七%）で終わった。

このように二十年産米は、凶作と重なり供出はかんばしいものではなかったが、翌二十一年産米は、割当量七四万四、四〇〇石に対して七八万五、七五二石（達成率一〇五・五%）、二十二年産米は割当量八七万五、〇〇〇石に対して八七万六、九五九石（達成率一〇〇・二%）、二十三年産米は、七五万七、六〇〇石に対して七六万六、二五四石（達成率一〇一・一%）と好成績を示した。

食糧供出問題は、総司令部・政府の強い要請、供出割当に対しても、災害・病虫害の発生等を理由とする減額補正が至難のわざであり、また、中央における供出割当会議は、県内の農業政策を左右し、知事の政治的手腕を問われる重要な事項でもあった。そこで、供出割当の達成のためには、農業團体・食糧委員・食糧調整委員等に対する協力要請、各種報償物資の確保、ラジオ、新聞、広報車（県民号）、リーフレット、供米塔等による啓発、さらに関係行政機関を総動員した供米行脚、最後には、強権發動等あらゆる手段が駆使された。

また、佐賀軍政部も積極的に支援し、占領軍の威圧により無理な供出を強いられた市町村もあった。なお、二十三年三月十日には、第八軍司令官アイケルバーカ中将外各司令官から本県農民の尋常ならぬ労力に対して感謝状が伝達されている。

供米日本一 このような状況のなかで杵島郡武内村（武雄市）は、昭和二十年の大凶作の時にも、翌二十一年には全国のトップを切って供米日本一を達成し、その年は時の和田博雄農林大臣の現地激励の慰問を受けている。また二十二年十一月には、三年連続供米日本一を成し遂げている。

増産対策 食糧の極度のひっ迫により、国では食糧の統制と確保のため、供出と配給の制度を維持する一方、増産対策として緊急開拓実施要領による開墾の促進、土地改良事業の実施、農地制度の改革、農業經營の改善、農業改良普及制度、品種の改良等技術の向上等が実施された。

これらの措置により本県では六、五〇一haの新規開拓地が造成され、また二十年設置の指導農場を二十三年四月廃止し、臨時措置として同年九月に二四地区・九三人の食糧増産技術員を配置して食糧増産の指導に

当たつた。

なお、当時、食糧供出の確保をはかるため、終戦時の軍放出物資、占領軍放出物資等を、報奨用として、供出農家に生活必需物資の配給を二十年産米より実施したが、本県で特配された報奨物資は四二品目におよびその主なものは、国産たばこ、酒、織物、作業手袋、地下

リンク物資配給の一例

区分 酒	当米 タバコ 一合	一俵 五本	生 俵当たり 一本	裸麦 俵当たり 五本	小麥等
	國 バ コ 一合	○・二合	一合	一合	一合

足袋、自転車タイヤ、同チューブ、綿毛布等であった。このリンク制度も、市販物資の増産と質の向上により、二十五年夏から廢止された。

食糧需給事 食糧事情も生産の拡大や穀物輸入の増加により、二十三年頃より危機を脱し、次第に好転の兆を示すに至り、基準配給量も一般成人で二十一年七月の二九七g（二合一勺）に対し、四〇五g（二合八勺）を確保するに至った。

このような需給の緩和は、二十三年のいも類の事前割当二四七万tに対し実績が三六一万t（一四六%）に達し、一部の配給辞退による腐敗のため、食管特別会計に一〇〇億円の赤字を生じるに至らしめた（本県いも供出実績、一五六%）。

このため、政府は二十四年十月からいも類を「特別販

売」に改め、翌二十五年には直接管理の廃止を行つた。引き続き管理の対象となっていた雑穀類も、供出完了後の自由販売を認める措置を行つた。

また、この現象は麦類にも表われ、二十五年後半には配給予定量の約

県内農家の生産と供出等

区分		昭和20	昭和21	昭和22	昭和23	昭和24	昭和25
人口	人	829,555	904,834	917,797	931,336	942,760	944,842
農家人口	(世帯) 人	(69,484)	(75,220)	(78,313)	(82,285)	(81,725)	(80,344)
米 (含雜穀)	作付面積 ha	50,200	49,610	50,900	52,600	52,500	52,600
	収穫量 t	111,100	186,000	198,900	191,700	160,500	213,400
	供出割当量	97,500	111,660	131,250	113,550	84,750	117,330
	供出量 %	62,188	117,863	(含精米7.5) 131,540	114,940	85,110	118,130
	供出率	63.7	105.5	100.2	101.1	100.4	100.7
麦 (含雜穀)	収穫量	51,520	23,650	38,530	64,040	62,600	70,790
	供出割当量	34,580	11,810	24,345	29,610	29,085	34,845
	供出量	28,645	7,845	24,690	30,285	31,065	35,430
	供出率	82.8	81.8	101.4	102	106.8	101.7
甘 藷	収穫量	40,031	39,490	55,880	44,735	61,474	—
	供出割当量	28,500	21,546	20,577	20,125	20,067	—
	供出量	14,569	18,286	21,181	31,464	14,732	—
	供出率	51.1	84.8	102.9	156.3	73.6	—
馬 鈴 薯	収穫量	17,952	17,837	19,616	22,055	21,178	—
	供出割当量	11,476	3,610	3,108	4,343	4,115	—
	供出量	4,191	437	3,275	4,929	5,540	—
	供出率	36.5	12.1	105.5	113.5	134	—

二割におよぶ量が配給辞退となつた。このことにより麦類を直接管理の対象とする必要性はおおむね消失したものと思われたが、この時機において麦類を統制から外すことは生産農家の経営に不利を生じること、また消費者世帯に対しても不安を生じる恐れがあつたため留保された。

しかし、二十七年に至り、生産者の麦は無制限に政府が買入れ、外麦の輸入は政府が直接管理する、また必要があるときは強制買入れができる、という趣旨の改正法が成立し、麦類もまた間接統制に移行することとなり、食糧の需給事情は大幅に緩和するに至つた。

(三) 農地改革及び農地制度

農地制度 わが国の近代的農地制度は、廢藩置県・中央政府の確立による明治六年の地租改正に発し、土地の所有権を認め、地券の発行を行うほか、土地の処分・利用が自由となり、かつ土地毎に土地台帳を作り、地租を納税することとなつたのが始まりといえよう。

さらに明治憲法の発布、つづいて民法の制定による近代国家体制整備に伴い、土地の所有権は確立されることとなつた。一方、わが国経済の発展により、農村にも貨幣経済が浸透するに伴い、土地所有権の移動・兼併が進み、明治六年には二七%と推定されていた本県小作地率が昭和十八年には四五%に達していた。

第一次世界大戦後は、デモクラシー思想の普及とともに、きびしい小作条件を不満として小作争議がひん発し、本県においても東部地域には農民組合組織によるはげしい闘争が展開された。大正十三年にはこのような小作関係の解決および調整のため、手続法として小作調停法が制定され、さらに地方小作官設置により法外調停の途も開かれた。

ついで大正十五年自作農創設維持事業が開始され、小作人の土地購入代金について低利長期資金の融資に関し「自作農創設維持補助規則」の公布がなされた。県もこれにさきだち、大正十五年二月三日「自作農獎勵資金貸付規程」を定め、一世帯・一、〇〇〇円、特殊事情の場合は四、〇〇〇円を限度とし、金利三分五厘、初年度据置、一五年半年賦均等償還を規定し、当時、年収穫の約半分を小作料とする小作農の、自作農化の促進をはかった。この事業は、昭和十六年第二次世界大戦で中止されるまで、前後一七年の長きにわたり、貸付人員三、三二〇人・創設反別八九九町三反・貸付金額累計三、三〇〇万円に達した。

一方、政府は来たるべき戦争遂行体制の整備のため、食糧確保を目的とし、農地に関する権利の内容、権利の移動を規制するため、昭和十三年農地調整法を制定した。

さらに戦時経済の確立のため國家総動員法が昭和十三年成立し、これに基づく次の三つの統制勅令が制定された。

一 小作料統制令（昭和十四年）

二 臨時農地価格統制令（昭和十六年）

三 臨時農地等管理制度（昭和十六年）

この外、米穀管理規則（昭和十五年）によつて、小作米も生産者が直供出出し、地主にはその代金を支払う金納制となり、さらに米の生産獎励金制度の発足により生産者米価にはこの加算が行われ、地主の小作米供出価格はそのままとし、実質小作料は遂次低下することになった。

以上のように土地制度をめぐつて、耕作者の地位向上の波は極めて弱いながらも大正末期より着実に進み、経営の安定と権利の保護に関する政策がとられた。

本県では特に当時の高い米作反収に支えられ、特徴のある経営の進展

がいわゆる自小作前進型として「佐賀段階」となり、さらに先述の自作農創設奨励措置等の結果、農地改革の基準日となつた昭和二十年十一月二十三日現在の小作地面積は二万七、九三四町で、耕地面積六万六、三九三町歩の四二・一%となり、全国平均の小作率四五・九%（農地等解放実績調査）をわずかではあるが下回つていた。

第一次農地改革 昭和二十年の無条件降伏後占領軍司令部は、農地改革に関する具体的指示を暗示するような「日本国に対し間もなく実施されるべき諸措置は現在農民とその家族を奴隸と等しい状態においている幾多の条件をとり除くことにならう」と表明した。そこで政府は、むしろ占領軍筋の具体的指示を待たず、自ら早急に農地改革に関する法案をつくるべく決意を固め、二十年十一月十六日「農地改革に関する件」として農地調整法の改正要綱案が閣議に提出され、同十一月二十二日要綱が決定された。

この法案は、二十年十二月四日衆議院に提案されたが、議員はなお保守的性格が強く審議の進展が危ぶまれた。ここにいわゆる「農民解放の指令」といわれる「農地改革についての覚書」が連合軍最高司令官の名をもつて十二月九日政府に指示された。このため議会における審議は進展し、一二三の修正ののち可決され、十二月二十八日をもつて公布された。

しかし、この改正法は日本政府の自発的立案によるものであつたため、微温的としてこの改革に対する内外の批判が強く、日本政府はより根本的な改革案を総司令部から求められた。二十一年三月の農地委員選挙は遂に無期延期となり、改正法の内容も小作料の金納化と農地価格の統制（田は賃貸価格の四〇倍、畠四八倍）以外は実施されないままに終

った。

昭和二十一年三月十五日、政府は「農地改革についての覚書」に関する回答として改革案を提出したが、極めて不満足なものとされ、具体的に対日理事会そのものの改革案が検討され、やがて総司令部の勧告として交付された。政府はこの勧告を受け入れ、第二次改革の立案に着手し、二十一年七月「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」が閣議決定をみ、いよいよ第二次農地改革の展開をみるとことなつた。

県においては藤津郡の旧藩主（鍋島氏）は、二十二年三月二十四日土地解放に先べんをつけ、多良村にある所有田畠五〇町歩を解放する旨を多良村長・農業会に通知した。多良村農業会等により村内および近隣の地主に對し同様解放の賛同を求めたところ、ようやく四人の同意を得、第二次農地改革発足の直前、面積合計一一四町を壳渡農家五六〇戸へ解放手續を一切完了している。

第二次農地改革 占領軍最高司令官よりの指令により、急展開した第二次農地改革は、自作農創設特別措置法・改正農地調整法の二法が二十一年十月二十一日公布されることにより開始された。

農地改革の内容は、農村における民主主義的傾向の促進と、労働の成果を耕作者が正当に享受できるよう、急速かつ広範に自作農を創設することと、強く賃借人を保護するため一連の規制を行うことによって進められた。

不在地主の貸付地の保有を禁止し、在村地主の貸付地は、県内では平均九反歩（平坦地域一町歩、山村地域八反歩）までを所有の限度とし、保有が認められた以外の貸付地はすべて政府が一定の価格（上田で一反約一、〇〇〇円）で買取し、これを小作農に売り渡す方法によって全国

で二年間に二〇〇万町歩を目標として自作農の創設を行つた。また農地のほか、牧野については不在地主の所有する小作牧野を、さらに經營上必要な農用宅地、池沼等も必要に応じ、同様政府により小作農に売り渡された。

そのほか、地主の小作人からの土地引き上げを禁じて、知事の許可制とするなど、強く質借権を保護するとともに、小作料の統制と小作契約の文書化を行つた。

△農地委員会の設置▽

まず行政機構として農林省は、十一月六日熊本市に熊本農地事務局を設置した。

県は十一月十八日新たに農地部を設置し、農地・開拓計画・開拓事業の三課を新設した。さらに二十二年一月一日付で各地方事務所に農地・開拓の二課を設置し、農地改革事業遂行体制を整備した。一方、市町村

備された。

政府は占領軍よりの急速な買収壳渡が指示されたことから、第一回買収期日を二十二年三月三十一日とし、不在地主の小作地を対象として買収計画を樹てるよう通達した。農地委員会書記は、電力不足による停電、暖房用木炭・事務器具の不足等にもかかわらず日夜苦闘した。

農地買収事務は、最終的には県農地委員会の承認を得て買収期日前に知事が買収令書を発行交付することを要したので、遅くとも三月三十日

までには県農地委員会の発足が必要となり、市町村農地委員の選挙の十三日県下一斉に行われることになったが、無投票委員会もかなりあったものの、四三委員会で選挙が行われた。県下の農地委員会成立とともに、改革業務の要となる書記については、県主催により中通村三間坂（山内町）の県修練農場において、二十二年二月七日より十日まで四日

間合宿により、法令・実務について研修を行い、さらに郡別に委員・書記の講習がなされた。これよりさき農林省令による農地調整規則の公布により、農地の所有・耕作状況等の調査が行われ、加えて調査と農地改革基準日（二十年十一月二十三日）の状況とが異なる場合は基準日に遡つて記入することになった。

これが農地改革実施のための基本的重要な資料となつたのであるが、当時物資不足、特に事務用紙の欠乏時でもあり、紙質も悪く、加えて農家等申告者の各筆表示が正確でないこと、相続登記の放置、分合筆未済地等があり、調査集計は困難を極めた。農地委員会書記は、委員あるいは部落補助員との連絡、現地調査、台帳照合等の事務があり激務であった。しかし敗戦による外地引揚者、都市よりの帰村者等当時の農村に事務にもすぐれた有能な人材があつたこともあり、農地委員会は急速に整備された。

買收實績

回数	買収期日	田	畠	計
第1回	22年3月31日	1,973町79525	259町7429	2,233町7024
2	7. 2	3,932. 2715	630. 1009	4,562. 3724
3	10. 2	242. 3313	23. 4902	265. 8215
4	12. 2	4,619. 9222	893. 3602	5,513. 2824
5	23. 2. 2	640. 5728	172. 5003	813. 0801
6	3. 2	867. 0011	223. 2012	1,090. 2023
7	7. 2	1,397. 2520	375. 1729	1,772. 4319
8	10. 2	477. 0606	153. 8220	630. 8826
9	12. 2	534. 4416	254. 6015	789. 0501
10	12. 31	96. 3520	31. 2609	127. 6129
11	24. 3. 2	118. 5812	65. 1715	183. 7529
12	7. 2	306. 4526	156. 9906	463. 4502
13	10. 2	93. 8716	33. 1123	126. 9914
14	12. 2	143. 0800	46. 4420	189. 5220
15	25. 3. 2	182. 7020	60. 7219	243. 4309
16	7. 2	172. 8514	49. 9803	222. 8317
合計		15,798. 7524	3,429. 7211	19,228. 4805

この県農地委員選舉に当たり、二月二十三日戸澤知事は「二十五日の県農地委員の選舉は、ようやく機も熟し相当数の候補者もあり、激戦を予想されているから、有権者は必ず棄権することなく貴重な一票を投ずるようにしてもらいたい」との談話を発表した。投票率は九六%であつた。この選舉について中立委員五人が知事推せんに基づき農林大臣から選任され、知事を会長とし、委員二五人からなる県農地委員会が発足し、三月三十日第一回県委員会において田二一、一七八町二反七畝三歩、

畠五三五町三反三畝二七歩、計一、七一三町六反一畝の買収計画が承認された。

八壳渡しの開始

第一回買収は、買収令書番号佐賀い一號以下通し番号で、三、九〇二枚が六月に入りようやく交付されたが、被買収者が不在地主であり、戦災・疎開・復員等戦後の混乱期であったことから、名宛人に交付できないものが多く、令書の交付に替えて九月三十日付興告示をした被買収者は七六一人におよんだ。

買収は第二回を七月二日とし、その後、十月二日、十二月二日、二十三年二月二日、三月二日、七月二日、十月二日の八回を予定されたが、十二月二日、三十一日を追加し、さらに二十四年三月、七月、十月、十二月、二十五年三月、七月いずれも二日付の合計一六回の買収を実施した。買収令書の記号は買收回数に従い、い、る、は、に、ほ、へと続いた。

第二回買収以降には在村地主に対する買収を行うため、在村地主の保有面積を決めねばならなかった。二十二年五月一日県正庁で開催された第三回県農地委員会で法律基準一町歩の保有面積に対し、小作面積と耕作面積の加重計算により、県内での小作地保有限度を一区一町歩、二区を八反歩とすること、在村地主の自作地および小作地の合計面積限度を三町歩とすることを決定し、中央農地委員会議の承認を求める決定がなされた。一区は主として平坦地区、二区は山間山麓地区とし、三町歩は全県適用とした。

この買収回数が進むに伴い、買収異議の申立、訴願の提起も月を追つて増加し、県農地委員会の裁決も極めて増加し、また複雑化した。

示、土地所有者の住所氏名等の訂正も多く、占領軍より数字の確定について注意を受けたこともあった。しかし、逆に地主反動の余裕すらないという推進力となることもあった。

△農地解放記念式典▽

二十二年十一月、第一回の農地売渡通知書の交付を記念し、「農地解放記念式典」が一郡二二か町村を基準として二十一日を中心に行なわれた。買受農家に対する農地売渡通知書交付式と、県・市町村農地委員会等による祝典が行われ、農地改革の徹底などをスローガンにかけ、記念講演会等が行われた。また県では佐賀市佐賀劇場で農地解放の記念行事が盛大に開催された。一方、農地委員・書記の組織化も進み、二十二年十月十三日農地委員会県協議会を設立（全国組織は、これより早く九月農地委員会全国協議会を結成）し、当面の課題であった

一 農地改革必要経費の増額確保、物資対策

二 書記の待遇改善と身分保障

三 第三次農地改革の実施、および未墾地解放促進

四 農地集団化推進

五 小作契約の文書化促進

を決議した。特に農地委員会書記は激務に比し身分保障がなく、全国農地委員会職員労働組合（二十二年十二月十七日設立）は二十三年六月二日各県職員組合に対し中央委員会を設置したこと、闘争体制の完備を求める書面を送るほか、農林大臣との接衝で遂に市町村職員に準ずる地方公務員として、恩給受給権も確保することになった。

また、二十四年二月十七日夜、県庁火災により農地改革関係書類の完全焼失により、諸帳簿の復元作業と次々に迫つてくる農地買収売渡事務

の遂行という二重の業務が続いた。農地委員会は、同月二十三日、県下農地委員会に対し、

「県農地部各課は何一つ持出しえず全部灰燼に帰し、全く同情の外なく、今後の執務に關係方面の協力なくしては到底円満

なる事務の進ちょくは困難と思われますので各委員会も率先出来る限り援助に格段の御配慮を」と訴え、農地部仮事務所は、佐賀市松原町協和館（佐賀放送局東隣）で、電話は一三一二番であることを附記した。

このような悪条件を克服して、二十五年七月、第十六回買収を以て買収は一応完了した。買収面積一万九、二二八町四反、被買収者四万一、五九〇人、被買収法人六、五六八、売渡農地一万九、〇七五町、その売渡を受けたもの六万七、五六六戸（農地等解放実績調査）、若干の売渡未済農地を残し事業はおおむね完了した。

ところで農地改革の進展に伴い、紛争もまた多く農地買収手続きの違法等を理由とし、買収処分の無効など、国・県知事を被告として行政訴訟となつたものも二十四年以降三十年まで一一四件に達した。一方、訴

農地を買収された地主の戸数

区 分	個人 地主		法 人 团 体	
	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主
買 収 さ れ た 面 積 別				
5 反 未 滿	15,174 戸	16,321	5,400	370
5 反以上 1町未満	2,581	2,748	386	71
1町以上 3町未満	2,447	1,268	260	22
3町以上 5町未満	425	208	30	5
5町以上 10町未満	199	87	8	7
10町以上 50町未満	96	31	7	—
50 町 以 上	4	1	—	—
計	20,926	20,664	6,091	477

願も二三〇件で、小作調停法に引き続き民事調停法の農事調停によるものが三十年まで四〇四件になつた。

改革後に残存する小作地について農地調整法は小作契約の文書化を求めた。口頭契約からくる紛争の防止と小作料統制の励行の二面から、二十四年二月から推進された。

戦後農家戸 農地改革に伴い多数の自作農が数の激増 創設されたが、敗戦で、工業をはじめとする諸産業の壊滅による失職、終戦後の疎開、軍人の復員、海外邦人の引揚げ等大量の人口が農村に復帰し、さらに食糧事情のひっ迫から帰農する者も加え、総農家戸数が激増した。

農地被買収 農地改革により強制的に買収された地主の田・畠の全国平均価格は、田で一〇a（一反歩）当たり七五七円余で、畠で四四六円余、政府はこれを同じ価格で当該小作農に売り渡した。

この農地面積は全国で約一八〇万ha（県内一万九、二二八ha）に達したが、農業生産力の復興と、農作物は作れば売れる時代であり、農業所得も急伸し、加えてその後の社会の復興とともに農地転用の機会が増加し、そのため、買収

壳渡田畠を含めて農地価格は漸次高騰し、改革後二十六、七年頃になると一〇a当たり数十万円と言う価格を生み、中には百万円に達するものもあつた。

これに対し農地改革中のインフレの進行による買収価格の相対的下落と、旧地主に対し買収代金の一部として交付された農地証券の実質的価値は急激に下落した。旧地主の不満は、買収価格が不適に安いとして、国はこの補償を行うべきであるとの主張が被買収地主の組織化を進めることとなつた。

県下では二十八年三月三十一日、県解放農地国家補償期成同盟会が設立され、会員五、〇〇〇人を擁し、事務所を佐賀市に設け、県本部に会長・副会長のほか、本部委員五人、事務局長をおき、市郡支部・市町村分会さらに部落委員を設け、被買収面積の確定、被買収者の生計調査、世論調査、請願その他会員内外の農地相談に応じた。これらの経費は被買収面積に応じた旧地主の会費負担によつた。三十年に全国解放農地國家補償連合会が結成され、三十三年三月、全国農地解放者同盟に組織替えがなされ、政治的団体として全国の旧地主三〇〇万人を擁し、政府に対し活発な運動を開いた。この運動の進展に伴い、解放農地に対する国家補償が不適に安いとする学者・政治家の意見も多く、また買収価格は違憲であるとの数多くの行政訴訟に対し、二十八年十二月最高裁判所は、農地買収の価格は「憲法にいう正当な補償である」旨の判決を下している。

しかし自由民主党内に「農地問題調査会」が設けられ、腰の重かった政府も、三十八年総理府に臨時農地被買収者問題調査会を設置することとなつた。

農地改革による自作農家の変動

区分	総戸数 戸数割合	自作農		自作兼小作農		小作兼自作農		小作農		
		戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	
昭和21年4月26日現在	69,445	100	23,604	34.0	15,750	22.7	14,532	20.9	15,559	22.4
27年2月1日現在	80,790	100	53,514	66.0	19,880	25.0	4,501	6.0	2,895	3.0

資料：農地管理課

四十年三月十六日、農地被買収者等に対する給付金の支払に関する法律案が衆議院に提出され、五月二十八日成立、六月三日公布施行された。

法律の施行に伴い、總理府組織令を改め、臨時農地等被買収者給付金業務室を設置し、政省令の制定、都道府県知事に対する通達、事務処理要領、全国都道府県担当者会議に引き続き、県においては業務の性格上担当課の決定に問題はあったものの、業務対応が極めて急であるため、農地管理課に農地給付金係を七月十日に設置し、この新業務に対応することとなつた。

給付金の認定事務は、請求者の本籍地の知事が当たることとなり、その支給は二、〇〇〇円から三〇万円まで一〇種類の額面の国庫債券により支給することとなつた。

県下では四十年に給付金請求第一号を受理してから、四十二年三月三十一日給付金請求書の受理期限までの業務実績は、請求者の個人一万五、九〇六人、法人七六一、団体一、一一一、計一万七、七七九人に達し、給付金支給総額は一七億九、八五九万四、〇〇〇円に達した。この業務完了により「被買収者問題」は当面の目標を達成するとともに、小作地の返還要求についても、四十五年農地法の改正による貸借権の保護規定の緩和等もあり、旧地主運動も漸時沈静し、終息に進んだ。

強制譲渡令 第二次農地改革は、自作農創設特別措置法と農地調整法の二法によって実施されたが、農地改革が一段落する二十五年土地台帳法が改正され、農地買取価格・農地統制価格の基礎となつた賃貸価格が廃止され、買収や農地価格統制の基準が失われるというアクシデントが起つた。

このため、政府はボツダム宣言受諾に伴う政令により、「自作農創設

特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令」を二十五年十月九日公布し、農地の賃貸価格が廃止された前日の貸賃価格を以って買取売渡・農地統制価格の保持を行うこととした。

しかし買収もれ農地については旧価格とし、新たに買収該当地はこの譲渡令により譲渡することとするものの、価格は七倍、平均約五、三〇〇円に引上げられることとなつた。

これによつて、自作農創設特別措置法と農地調整法の三本による農地制度となつた。

農地法の制定 譲渡令（ボツダム政令）と改正の沿革 ボツダム政令）は、二十七年十月二十四日講和条約の発効により失効すること、また農地制度が自作農創設特別措置法、農地調整法、強制譲渡令の三本立てによる複雑さを解消するため一本化する必要があった。さらには農地改革の諸原則の

区分	年 項	強制譲渡令実績						単位：ha	
		昭和26年			昭和27年			件数	面積
		件数	譲渡面積 不在保有超過	計	件数	譲渡面積 不在保有超過	計		
譲渡令2条1項1号		53	10	10	143	9	9	196	19
2条1項3.6号		1,106	130	130	1,874	218	218	2,980	348
2条1項4号		1,890	253	253	3,641	620	620	5,531	873
2条1項1.4号		—	—	—	366	—	170	366	170
2条1項3.6号		141	10	10	328	36	36	469	46
計		3,190	403	403	6,352	883	1,053	9,542	1,456

資料：農地年報

継続について国民の信を問う意味において、農地法の立案が進められ、農業団体再編成に伴う農業委員会法制定の四か月後の、二十六年七月二十六日、農林省議を経たのち、二十七年七月十五日農地法の公布、十月二十一日から施行に至った。

この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護し、その他土地の農業上の利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とをはかることを目的とするとき、自作農主義を踏襲した。しかしながら旧三法の規定の統合と農地改革の成果の維持を主眼とし、従前の複雑・難解をわかりやすい表現に改めたと理解すべきである。ただ農地法制定後の社会経済の激動に伴い、数次にわたって改正がなされた。

三十六年制定の農業基本法では、家族経営の発展と自立経営の育成、協業の助長、農地についての権利の設定または移転の円滑化を規定した。この基本法の制定により、三十七年の農地法改正は、四国に始まつたみかん農家の法人化問題を取り入れ、農業生産法人の定義を新設し、農地等の権利取得を認めるほか、農業協同組合が行う農地信託の引き受け事業のための権利取得は許可不要とし、さらに農地取得について三町歩の上限制限規程を廃止し、自立経営の規模拡大の途を開いた。四十五年五月の農地法の改正は、土地の農業上の効率的な利用をはかることが追加され、当時のわが国は高度経済成長期であり、農業労働力の不足、老齢婦女子化、農地流動化の停滞、中核的農業者育成の困難な状況に対応して、農地の権利移動統制を緩和し、創設された農地でも売渡し後一〇年を経過すれば貸すことができることとなり、水田では裏作

期間のみの転貸も許され、農地の権利移動についての知事の許可権限も農業委員会へ大幅に移譲された。さらに農地保有合理化促進事業を行う公社等の新設により農地取得を認めることとされ、社団法人県農地保有合理化事業公社が四十六年七月設立された。

また、小作地所有制限の緩和、賃貸借の解約等の制限の大枠緩和がなされた。すなわち合意解約および一〇年以上の定期賃貸借についての更新拒絶は許可を要しないこと。小作料は各筆毎の最高額の統制を廃止し、標準小作料を設定し、農業委員会の減額勧告制度を新設した。

農地法以外の関連制度としては四十三年の都市計画法により農地転用の統制は市街化区域に限り届出制となり、四十四年農業振興地域の整備に関する法律の改正により農用地利用増進事業が定められ、農地法による農地の権利移動統制のバイパスとして、農地の賃貸借等が比較的自由になされることとなつた。

昭和十三年の生産第一主義を目的とした旧農地調整法の賃借権保護規定も戦後の高度経済成長のなかで、農地の資産保有的意識の高まりと賃借権の既往の強い保護の反動として貸借が進まなかつた。やむなく当事者の自由な契約を本位とする「農地の新貸借制度」が農地流動化促

佐賀県農業生産法人設立状況(49.1.1九州農政局調)

業種別	米麦作	果樹	畜産	そ菜	特作	養蚕	計
	1	9	3				
構成戸数	1戸	2戸	3~5戸	6~10戸	11~20戸	21戸以上	13
			3	5	3	2	
権利形態別	所有権	賃借権	使用賃借	所有と賃借権	その他		13
	7	2		4			

進のための主流となり、農地改革前からの古い賃貸借もこの流れに沿うことになった。自作農主義も、農地法第一条の副題とも言える「土地の農業上の効率的な利用」に主導性をゆだねる状況になっている。

四 土地基盤の整備

土地改良事業 明治三十二年、わが国で初めて耕地整理法が制定され、業の変遷 その後、同三十五年、北海道土功組合法、同四十一年にかんがい排水事業を目的とした普通水利組合および水害防止の事業を目的とした水利組合法が、続いて大正八年開墾助成法等が制定された。

戦前のわが国の農業基盤整備事業は、地主を対象として土地改良事業の施策が進められてきた。

しかし、昭和二十年の敗戦と占領政策により大きく変革することとなり、また、農地の所有形態についても地主制度の崩壊とともに、いわゆる農地解放への方策が定められる等、農業生産力の発展と推進に新たな段階を迎えることになった。

戦後は食糧の安定的供給と生産の確保が県政の最大の施策として進められ、また、從来の耕地整理法のもとで施行されてきた、各種の耕地整備事業の促進と強化に力がそそがれた。特に昭和十四年西日本一帯を襲った、大干ばつによ、農作物の被害は多大で、県内の米の生産量は平年作の六〇%に止まり、農民の嘆きは大きく、農業用水の不足が痛感された。このため水源施設の整備と農業用水の確保をはかるうと、貯水池の建設や導水路の新設改良事業等が急がれることとなつた。

その主なものとして、昭和十五年朝日村（武雄市朝日町）と北方村北上滝（北方町）にまたがる地点に、受益面積二、二二三ha・貯水量一二

七万五、〇〇〇haの朝日ダム建設があり、これは県営白石北部用水改良事業として着工され、三十四年に完成した。また、久保泉村（佐賀市）外一か村を対象地域として、受益面積三〇一ha・貯水量三一万五、〇〇〇m³の貯水池として、神籠池溜池事業の建設が二十四年に着手され、二十九年度に完成した。その後、時を同じくして、小城町松尾の北浦溜池用水改良事業が、受益面積五一〇ha・貯水量四一万三、〇〇〇haの規模で、十六年から二十三年までの八か年の工事期間を経て完成された。これらの事業は、いずれも戦時下の労力資材不足等もあって、事業完成に至るまでの関係者の労苦がうがいしれる。

一方、十四年から、嘉瀬川沿岸の大規模水利事業の調査に着手した。ようやく二十三年十月国営事業として嘉瀬川農業水利調査事務所（嘉瀬川農業水利事業所）が、南山村（富士町）に設置され、県下最大規模の北山ダム（受益面積一万一、一五九ha・貯水量二、四二〇万m³・幹線用水路延長三万四、四五九m）は、四十五年三月まで二十数年の歳月を経て、藩政時代以来の農業水利史を飾る大事業として完成を見た。

緊急開拓 昭和二十年十一月九日、閣議決定によって、緊急開拓事業開拓事業 実施要領が制定され、終戦後の食糧事情と復員に伴う社会変化に対応するため、新農村建設の要請が叫ばれた。

この実施要領は二十一年から五年間に開墾一五五万町歩以上を、また、六年間に一〇万町歩以上の干拓事業を実施して一〇〇万戸を入植させるとともに、二十一年から三年間に二一〇万町歩の土地改良事業を行う事を目的としたものであった。

県は国の緊急開拓事業実施要領に対応して、緊急開拓事業推進部を二十一年一月八日設置した。同本部では知事が総裁となり、推進部長には

経済部長があたり、具体的な事務を取り扱う地方事務所推進部では所長を推進部長としてあたらせた。また、その業務は、

一 帰農者募集と訓練

二 土地取得や払い下げ

三 開墾および営農の指導

四 開拓家屋の建設

等であったが、開拓事業を推進するに当たって最も困難な問題は、開拓適地の取得であった。国有地の場合は比較的問題はなかったものの、私有地や区有地等では、取得には大きな障害があり、難航した。

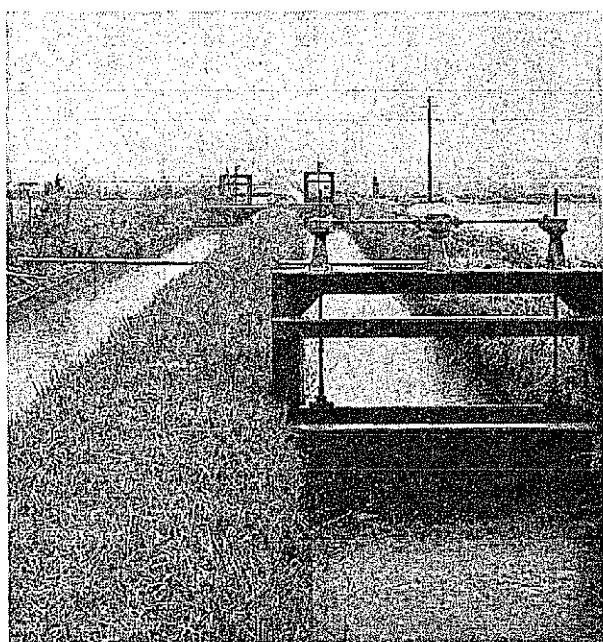
当初、開拓地の取得については、農地調整法(第一次農地改革)により行われた。これによると、未墾地の解放の方法は、農地開発営団・都道府県・市町村・その他自作農創設事業団等が、都道府県知事の認可を受けて、開発に必要な未墾地の取得について、所有者に協議を求めることができるとされていた。しかし、協議が整わない場合は、都道府県農地委員会(二十六年、農業委員会に改正)の裁定によって開拓地の取得ができることとされた。

従来の取得は、土地収用法による複雑な手続きが必要であったので、これは未墾地解放にとって大きい前進であったものの、必ずしも充分であるとは言えず、大量の用地を緊急に開拓地とするには不充分であった。従って、協議による自由取り引きではなく國による強制買収方式の法制化が必要となり、二十一年自作農創設措置法(第二次農地改革)が制定された。

以上のように戦後の混乱期の中にあって、二十二年から二十六年までの未墾地取得目標の七、〇〇〇町歩に対し、二十二年を最高に二十六年までに五、二七〇町歩が取得された。また干拓・開墾事業は、二十年から四十三年まで入植者・地元増反者等を併せ、二一二地区・九、〇五一haで、入植戸数は一、九四四戸となっている。

県営土地 この事業は、昭和二十四年に制定された土地改良法に基づく改良事業にて、土地の所有者または所有者以外の使用収益権者等の事業参加資格を有する一五人以上の者が、一定地域を定めて、その地域に係る土地改良事業を知事に申請することとなっている。知事は、その申請にもとづき、事業の適否を決定し、県営土地改良事業を行うための土地改良事業計画を定めたのち、事業計画の公示等の手続きを経て、事業が着手される。

この事業の目的は、高位生産農業団地の形成、農業の近代化、農業經營の合理化、農業所得の向上をはかるもので、県はこれらの事業を積極的に推進してきた。事業の主なものとして、かんがい排水、ほ場整備、畑作地帯の総合土地改良、農道の新設改良、農地造成等があり、これら各種の事業が県営事業として実施されている。



白石北部用水改良事業の用排水路

や防除用水の確保と併せ、かんがい施設の整備（スプリンクラー）の促進等がはかられ、五十年度までに二一地区・受益面積二万一、〇〇〇haにおよぶ用排水事業が実施してきた。

今後、上場地域の開発と筑後川下流沿岸土地改良事業等が六十年を目標として、その完成が急がれている。

△国営附帯かんがい排水事業▽

この事業は、国営事業施行部分に接続する農業用用排水路施設の、新設廃止または変更であって、末端支配面積がおおむね一〇〇ha以上で、受益面積の合計が二〇〇ha以上のものについて施行される。

本県では、昭和二十四年から着工された国営嘉瀬川農業水利事業の国営幹線水路に接続する末端水路を、二十九年から一〇か年の継続事業として工事が進められている。

この嘉瀬川土地改良事業は、嘉瀬川流域の佐賀市・佐賀郡（大和町・

川副町・諸富町・東与賀町・久保田町）・小城郡（三日月町・芦刈町・

牛津町）の一市八町、一万一、一五九haにわたる地域の農業用水改良事業で、国営嘉瀬川農業水利事業の末端水路の整備を行うものである。計画路線は一二路線で延長は四万三、九一七mとなっている。国鉄長崎本

線以北は自然かんがい地域であるため、三面張のコンクリート水路とし、以南はクリークを利用した機械かんがい地域であるので土水路とした。一〇か年の継続事業で、総事業費は一七億五、七〇〇万円となつており、五十年度までの進ちょく状況は六七%となつている。

△ほ場整備事業▽

農業の近代化に伴う機械化農業に即応するため、農業等の区画を整備し、その他ほ場の整備を行うことによつて農業生産性の向上をはかり、

かられた。さらに、山間畠地帯における樹園地（みかん園）の薬剤散布

二十三年に着工し、二十四年に完了、須古（白石町）は三十五年に着工し四十四年完了する等、溜池の新設を始めとして水資源施設の充足が

かられた。



県営ほ場整備事業(久保田町) 昭和50年1月

農業構造の改善に資することを目的としている。従来の区画整理事業をさらに合理的かつ効果的に実施するため、三十八年度に新たに創設されたもので、受益面積が二〇〇ha以上の地域とし、区画の大きさも三〇a以上を標準として、計画が進められた。

本県では、四十一年度から東与賀地区（東与賀町）で、受益面積五五二ha・事業費九億九、二五〇万円を投じて事業に着手し、四十七年度完

成まで、七か年の継続事業として取り組んだ。

その後、四十二年度には、鳥栖東部地区（鳥栖市）

が受益面積一四二ha

・事業費一〇億二、九八

二万円で着工、四十八年

度に完成した。四十三年

度には、三日月地区（三

日月町）が三四八ha・事

業費九億六、〇〇〇万円

で、続いて大詫間地区

（川副町）等が着工され、

五十年度までに二六地区

・一八七億九、〇〇〇万

円が投じられ、五、三八

haの事業が完成してい

る。

△畠地帯総合土地改良事業▽

この事業は、畠作振興土地改良事業として、四十三年度に創設され、かんがい排水または道路等を基幹事業として、他の土地改良事業と併せ行う事業で、受益面積は一〇〇ha以上（併せ行う事業の受益面積は五〇ha以上）となっている。なお、野菜生産出荷生産団地、過疎地域振興山村等を含む場合については、採択基準が別に定められている。

本県では、四十六年度から五十三年度までの八か年の継続事業として、多久市天ヶ瀬地区で受益面積三三七ha・事業費一二億七、〇〇〇万円を投じて、畠かん施設と農道一万四、五七〇mの事業が施行されている。

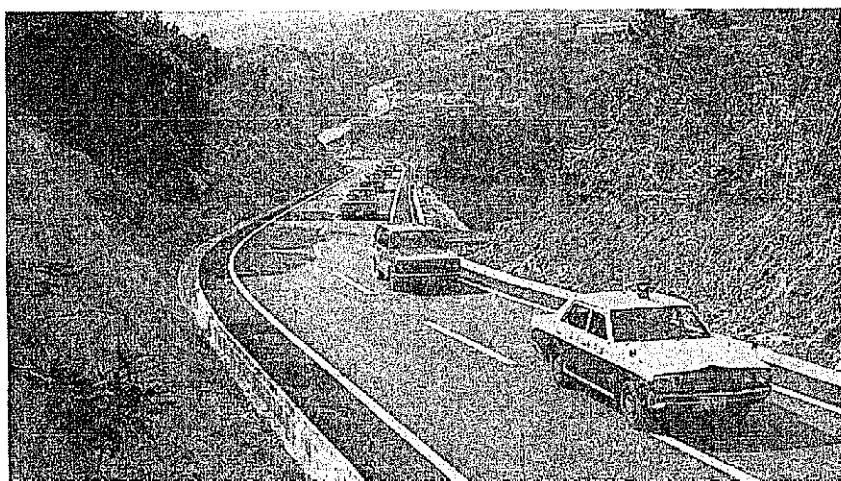
また、四十八年度から五十三年までの六か年を目標として、太良地区で、受益面積一三七ha・畠かん施設および農道二、三〇〇m・事業費八億七〇〇万円で施行され、四十九年度からは大浦（太良町）・平原（浜玉町）等、合計六地区で、受益面積一、六九〇haにおよぶ樹園地の自動

かん水（スプリンクラー方式）や農道事業に着手し、事業費八二億五、八〇〇万円をもって継続事業として施行されている。

△農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（農免農道事業）▽

この事業は、農業生産の近代化、農業生産物の流通の合理化および農村環境の改善を目的に、農林漁業用揮発油税財源の身替措置として、四十年に創設された。受益面積は五〇ha以上で幅員はおおむね四m（離島山村にあっては三m）以上であって、かつ総事業費二、〇〇〇万円以上のものが事業の採択基準として定められた。

本県では、四十一年度から鳥栖南部地区ほか三地区を始めとして、五十年度までに四三地区・七、七〇〇haにおよぶ受益地に延長一三万六、八



上場広域農業開拓農道の開通 昭和50年2月

〇〇mの農道を事業費三

七億三、五〇〇万円を投じて着工され、四十年度から四十六年度までに採択された二八地区について、おおむね五十年度では、おおむね五十年度で事業が完了している。

△広域農業開拓農道整備事業△

この事業は、受益面積

がおおむね一、〇〇〇ha

以上（急傾斜・離島振興

・山村・過疎地域は三〇

〇ha以上）の広域農業

地内において、農道の新

設または改良を行う事業

であって、その農道の延

長がおおむね一〇km以上

（急傾斜・離島振興・山村・過疎地域については四km以上）のものにつ

いて実施するものである。これは、広域な農業振興地域について農道網

の中心となる基幹農道の整備をはかるものとして、四十五年度に創設された。本県では上場地区ほか五地区を、四十五年度から継続事業として、七万一、一九五mを事業費一一〇億九、二〇〇万円で施行中である。

△老朽溜池補強事業△

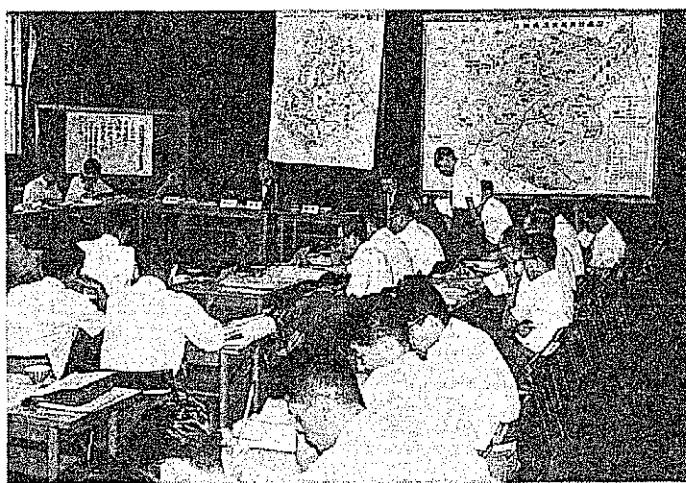
農業用の溜池として築造されたものは、県内に二、二六〇か所を数え、そのうち受益面積五ha以上の溜池は九五三か所となっている。また、このうちの一三〇余の溜池は稻作期間における貯水池の水量確保と洪水時の調整機能等の問題を含めて、下流地域におよぼす影響は多大であります。従つて農地保全上からはもち論のこと、溜池の決壊等の事故については、未然に防止する事が管理者としての最大の責務である。

このため、県は三十九年度から四十四年度まで、県内の溜池について農業用水資源開発要綱に基づき、既存溜池の現況を把握し、今後必要とする土地改良事業と水資源の効率的・計画的な実施をはかるために、溜池台帳の作成をし、これらの資料に基づき事業の促進に当たっている。

事業の施行に当たっては、受益者からの申請に基づき大規模老朽溜池補強事業（受益面積がおおむね四〇ha以上で、堤高が一〇m以上、または貯水量が一〇万t以上）と小規模老朽溜池補強事業（受益面積がおおむね五ha以上、堤高五m以上、または貯水量がおおむね三万t以上）等、所定の事業採択基準に従つて、県が事業主体となり事業の促進をはかつてきました。なお三十年から五十年度までに、大規模老朽溜池補強事業として、一一地区・七億八、〇〇〇万円、小規模老朽溜池補強事業として一三〇地区・二九億一、六〇〇万円を投じて、その補強をはかった。

△上場地区土地改良事業△

上場地区は、本県の西北端、玄界灘に突き出した東松浦半島一帯の地域で、唐津市・鎮西町・肥前町・玄海町・呼子町・北波多村の一市四町一村からなり、その面積は約二二〇km²で県全体の九%にあたる。耕地面積は約八、〇〇〇haで、うち五〇%が畠地であり、県内における代表的



上場地域開発対策委員会 昭和39年9月

な畑作地帯である。台地の約三分の一が玄武岩質で、その他は花崗岩質であり、また地形が半島であるため河川の発達も乏しい。特にかんがい期に降雨が少ない特性があるため、かんばつ地帯となっており、加えて玄界灘から吹きつける強い季節風による風害など自然的・社会的諸条件が悪く、農業の生産性は極めて低い。地形は標高約100mから200mの波状形阜丘状台地で、山林・田・畑等が非常に錯綜している。

このため、三十五年から実施した県産業振興計画において重点的開発地域として取り上げ、開発に必要な基礎調査を行った。この調査をもとに、四十年三月三日上場

地域開発計画を樹立し、国鉄呼子線の着工・名護屋大橋の建設・原子力発電所の誘致・海中公園の指定・広域農道の着工などの開発が進められている。

上場農業発展の三大障壁となっている水資源・風害・道路網の整備対策について検討され、特に

水資源の開発として地域内河川および地下水の調査を実施した結果、仮屋

湾の締め切りや松浦川からの揚水等種々検討されたが、結局松浦川より揚水することになった。当初は、水田用水補給・開田等に伴う畑地かんがい計画構想であったが、米の生産過剰により、畑地かんがいおよび開畠を中心とした計画に変更された。

そして、国の直轄調査が四十四年度から三か年で実施された。

県は四十七年に唐津農林事務所に、上場開発推進対策室を設置し、その推進をはかるとともに、国は四十八年に国営事業として事業に着手し、九州農政局上場農業水利事業所を現地に開設した。

この土地改良事業は、受益面積七、〇〇〇haを対象に、農業用水の確保を中心とした畑地かんがい・用水補給・経営規模拡大のための農地造成等を行うとともに、機械化営農により省力化をすすめ、成長作目の導入を促進して、農家経営の安定と所得の向上をはかることとして、五十九年度完成を目標に事業が進められている。

△筑後川下流土地改良事業▽

この事業は、佐賀平野と筑後平野の五万五、〇〇〇ha（佐賀県三市二町二村・三万六、九二〇ha、福岡県五市八町・一万八、〇八〇ha）の地域を対象とする。そして生産性の高い広域的営農団地の形成を指標におき、基幹かんがい用排水路事業を国営事業として、また末端用排水路およびほ場整備事業の土地基盤整備事業を県営事業として実施することになり、四十七年度から実施計画が進められた。計画の策定にあたっては、

一 筑後川・嘉瀬川・六角川等からの導水により、新たな用水を確保するとともに、用排水組織の再編成を行う
二 不安定な淡水利用の合理化をはかるため合口事業（取入口統合）

を行う

三 白石平野の地下水利用を全廃し、十分な用水を供給し、地盤沈下等にも対処する

四 全域のほ場整備事業と併せ、クリークの整理統合を行う

五 山麓樹園地を対象に、多目的畠地かんがいを行ひ、農害の防止と省力化をはかる

を基本とし、広域営農団地の育成と併せ、機械化農業による労働力の省力化等、生産性の高い地域農業の確立のため、早期完成が急がれている。

団体営土地 この事業は、土地改良区や農業協同改良事業組合、または数人の共同農地合理化法人・市町村等の各種団体が事業主体となつて、農業基盤の整備促進のため、事業推進の方策が講じられているものである。

昭和十八年から二十二年度までは緊急食糧増産対策事業として、戦後の食糧増産のため各種事業が実施されてきたが、二十四年に土地改良法が制定された時点で、国営事業・都道府県営事業・団体営事業等の実施手続きも明確にされ、また受益者負担制度を設ける等、土地改良事業の推進がはかられている。この事業を大別すると、

一 かんがい排水事業

二 耕地整備事業（暗渠排水、容土、区画整理、農道、その他）

三 畠地帶総合土地改良事業
四 ほ場整備事業
など、各種の土地基盤整備事業に区分される。

筑後川下流土地改良事業の概要

揚水機	名 称	位 置	揚水量	揚 程	口 径	台 数	原動機
			m³/s	m	mm		
	筑後揚水機	久留米市安武	13.54	15.0	1,350	3	710kw 3台
	佐賀揚水機	北茂安町豆津	18.60	15	1,350	4	750 4
	項 目 名 称		かんがい面 積	最 通 水 大 量	延 長	構 造	
	1. 取入路		ha	m³/s	m		
	筑後取入水路		17,610	13.54	1,540	管 路	
	佐賀取入水路		15,790	18.60	2,760	〃	
	2. 導水路						
	筑 后	17,610	13.54	15,440	鉄筋コンクリート水路		
	矢部川左岸	(3,140)	0.99	7,070	管 路		
	佐 賀 東 部	14,920	18.45	18,600	鉄筋コンクリート水路		
	佐 賀 西 部	13,610	11.82	10,490	〃		
	多 久	(1,280)	1.42	4,680	管 路		
	白 石 平 野	(8,310)	10.28	16,590	〃		
	宝 满	870	1.18	5,300	〃		
	既設嘉瀬川	11,370	19.64		〃		
	3. そ の 他						
	クリーク、幹線水路（用排水路）			169km			
	畠地かんがい水路			34km			

これらの事業は、受益面積二〇ha以上（振興山村・過疎・野菜指定産地・果樹濃密生産団地・水田転作にあっては、おむね五ha以上）について、土地改良法の土地改良事業の定義に定められた事業を施行することとなっている。

土地改良区が事業主体となって施行する場合の手続等は、事業参加の申し出・土地改良区設立準備・土地改良区の成立等があり、都道府県知事の設立認可等の過程を経て、土地改良事業を行うことができるところである。

なお、時代の推移に伴って、事業の拡大化・高度化、事業主体の組織や、また施設の管理面から大規模なものについては、国営土地改良事業や

都道府県営事業として、一、國営事業について
は受益面積が三、

○○○ha以上、た
だし農地開発事業
(干拓開墾等)に
あっては四〇〇ha

以上
二、都道府県営事業に
あっては受益面積
二〇〇ha以上、

団体官土地改良事業実施状況一覧表

事業名	地区数	事業量 ha	事業費 千円	施行年度	備考
かんかい排水	138	22,849	781,974	昭35~50	
(耕地整備事業) 畑地かんかい	1	21	1,346	30~31	
(耕地整備事業) 暗渠排水	27	1,645	92,332	30~50	
(耕地整備事業) 客土	4	191	16,585	30~33	
(耕地整備事業) 区画整理	32	1,924	150,024	30~39	
(耕地整備事業) 農道	171	—	1,818,345	30~50	
(耕地整備事業) 索道	1	1,498	873	30~31	
圃場整備	20	948	1,704,342	38~50	38年創設
合計	394	29,076	4,565,821		

ただし農地開発事業にあたっては六〇ha以上などの採択条件を満足すれば、国営または都道府県営事業として施行ができるところとされている。戦後に施行された団体官土地改良事業については別表のとおりである。

△小団地開発整備事業▽

この事業は、農村の自主的な計画に基づき、公共事業を行いがたい二〇ha未満の小団地を対象とする耕地牧野等の開発整備事業である。新農山漁村建設総合対策とともに、農村振興の促進をはかるもので、三十年度に設けられ、市町村あるいは農林漁業地域を指定した地域を対象として実施されたが、三十六年度で本事業は廃止された。

本県では、太良町ほか一市町村で、用排水路一五地区、農道三一地区、暗渠排水一地区で、事業費は三、四八八万円であった。

△土砂崩壊防止事業▽

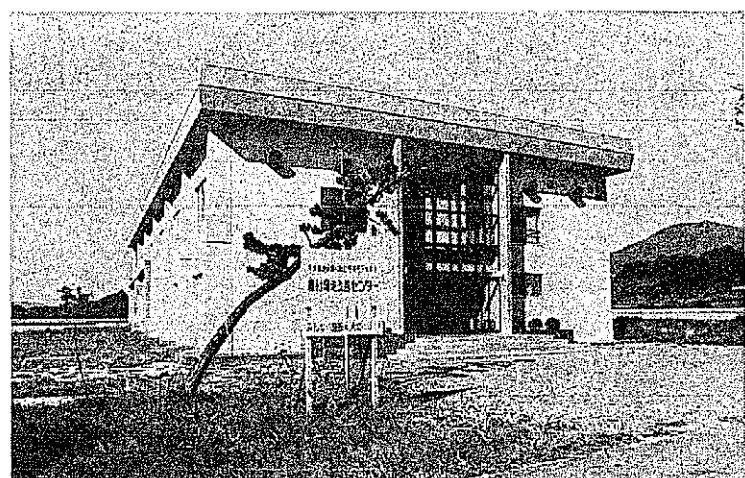
この事業は、風水害によって土砂崩壊の危機が生じた箇所を、農地農業用施設の災害を防止するために行うもので、土留石垣、擁壁等の新設または改修等がある。

三十四年度に新規に創設され、本県では四十八年度に鳥栖市の河内地区、五十年度に嬉野町の今寺地区がそれぞれ三か年の継続事業として、山止工二六二m、排水工四八二m、水抜工一一五m等を事業費七、七六七万円で実施している。

△湛水防除事業(農地防災事業)▽

この事業は、既存の排水施設の耐用年数以内で立地条件の変化等により、湛水被害のおそれのある地域において、それを防止するために行う。排水機・排水樋門・排水路等の新設または改修(予想被害額が事業

農村環境改善センター（東脊振村）



費に比して、同等がある

いは多額で、かつ農業以外の事業効果が、全体の五〇%未満のものに限る）であって、原則として応急灌水排除事業が実施された地域を対象に実施するものである。

受益面積は三〇〇ha以上で事業費一億円以上のもの（大規模）と、受益面積三〇ha以上で事業費一、〇〇〇万円以上（小規模）とに区分される。

県内で五十年度までに実施されたものは、伊万里市馬蛤潟地区の受益面積七一・八haについて事業費一億九、四四八万円を投じ、四か年の継続事業として、四十七年に着工し、五十年度に完了をみている。また大規模地区として、受益面積四八二haの佐賀南部（佐賀市）、受益面積四八二haの藤津東部（鹿島市）地区が、五十年度以降の着工予定地区として計画が進められている。

△農村総合整備モデル事業▽

この事業は、農業の発展と農村在住者の福祉の向上に資するため、市町村が策定する農村総合整備計画に即して農村環境整備を目的とする。

ほ場整備や用排水施設等の農業生産基盤の整備と併せて、農村集落における道路や排水整備等の生活環境条件の整備、農村環境改善センターや農村公園等の農村環境施設整備が主な事業である。

四十八年度から国の補助事業として、五か年間で全国四〇〇地区を選定し、一地区当たり平均八億円（国庫補助五〇%以内）の事業費をもつてモデル地区の事業が推進されることとなつた。

県では、八地区を目標に、農村集落の近代化と生活環境改善の促進に対応する農業生産基盤について、県費二〇%を助成嵩上げして、すでにほ場整備事業の完了した地区から優先的に事業実施を進め、四十九年度に東与賀町、五十年度に久保田町、浜玉町、東脊振村について、事業の積極的推進がはかられた。

△在日米軍および在日国連軍関係補償工事業▽

大野原は、佐賀県嬉野町と長崎県彼杵町の両県にまたがる総面積七五〇haにおよぶ旧日本軍の演習場で、二十一年七月一日から三十年九月二十六日に至る約九年間、米軍と国連軍の機械化部隊の実弾射撃場や飛行場として使用され、米軍の撤退後は引き続き自衛隊の演習場として使用されてきた。

演習場内には、水田三三六haと貯水池があり、耕作上危険なため、演习に支障のない原野五haを耕作者が譲り受け、これを開田した。そこでその水源として既設溜池の嵩上げ一m（八万二、〇〇〇tの貯水量の増加）と承水路一、六五〇m、放水路九、六〇五m・用水路一、五一八mを五、七六五万円で、代替工事として三十六年度から行い、四十一年度に工事を完了した。

△土地改良区の設立状況▽

本県の土地改良区は、五十年現在一〇二地区で、その面積は五万二、二六三ha、組合員六万三、〇八〇人となつてゐる。

これらの土地改良区の共同組織として、県土地改良事業団体連合会を昭和三十三年六月設立し、会員は一二七で、そのうち土地改良区七八、市町村四九となつてゐる。事業は会員の行う土地改良事業に關係して、技術援助・調査設計・換地事務、その他情報、紛争等の調停や運営上の助言指導に当たつてきた。事業完了後の施設の継続・管理指導の強化をはかるため、五十年八月、土地改良相談所を土地改良管理センターに改め、事業遂行にあたらせ、県はこれらの組織の運営強化に努めてきた。

国営土地 国営土地改良事業の実施要件として、農業用排水施設の新改築事業 設等にあたつては、受益面積が三、〇〇〇ha以上であり、農用地開発については五〇〇ha以上のものについて適用することとされている。なお、現在施行中のものは次のとおりである。

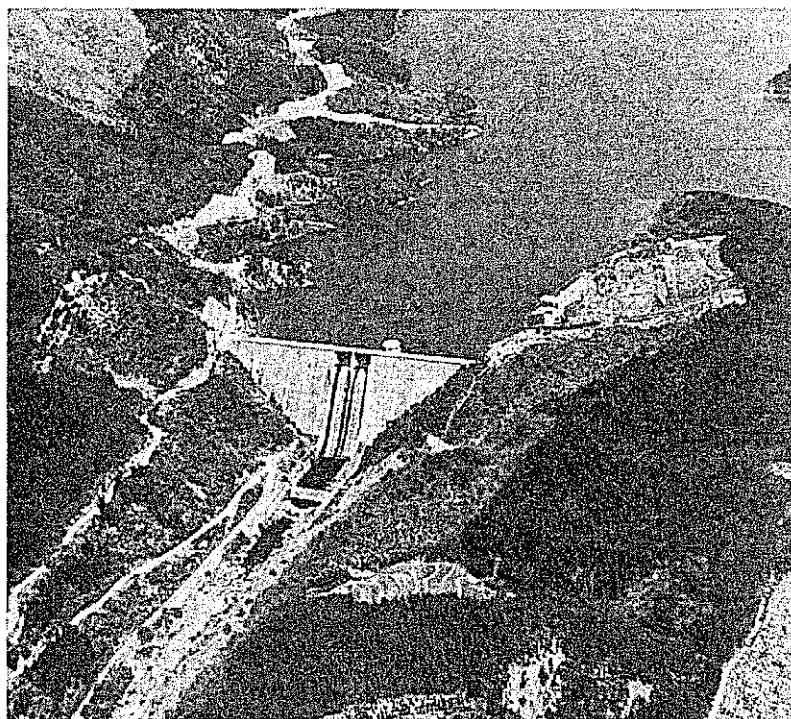
△嘉瀬川農業水利事業▽

昭和二十五年十二月より佐賀市ほか七か所の農地一万一、五九三haの農業用水確保のため、貯水池（北山ダムの新設と幹線用水路四九km）の新設改修とあわせ、用水の有効かつ合理的な使用配分と農業經營の合理化を目的として、事業が進められた。

北山ダム（有効貯水量二、二〇〇万m³）は二十五年に着工し、三十三年三月に完工した。また、川上頭首工は三十三年から着工し、三十五年に完成をみた。一方、幹線用水路は三十五年から着工し、延五万一九六mにわたり工事が行われ、四十八年に完成した。また、これらの事業費は六〇億七、四六〇万円となつてゐる。

△筑後川下流土地改良事業▽

佐賀県三万五、〇六二ha、福岡県一万七、七一五haにまたがる受益面積五万一、七七七haについて、複雑な取水慣行（クリーク、アオ等の淡水利用）を整理統合し、筑後川開発の一環として嘉瀬川取水導水路および幹線の新設と、大規模な用排水系統を再編成し、用水不足の解消をはかり、さらに白石平野の地盤沈下の防止に寄与し、あわせて農業近代化・經營合理化をはかることを目的とする。



昭和33年に完工した北山ダム

五十一年に農林大臣の施行認可を受けるべく、本県は、五十年十月六日、福岡県は同年十月七日に県議会の同意を得て申請中である。

△国営総合かんがい排水事業▽

上場農業水利事業は、唐津市ほか五ヶ町（北波多村・肥前町・鎮西町・呼子町・玄海町）の上場台地の受益面積六、三〇〇haを対象とする。

農業用水の確保、畑地かんがい、水田の用水補給、農地開発事業（一、三五一ha）等をあわせ、事業の促進をはかることにより、農業経営の合理化によって農家経済の安定をはかることを目的として、四十八年から着工され、三一四億円を投じ五十九年度に完成することとなっている。

△農地開発事業▽

多良岳開拓建設事業は、鹿島市および太良町にまたがる多良岳山麓の七六五haを開墾し、六四〇haのみかん園を造成するものである。

このため、地区の中央に幅員五mの幹線道路を建設し、これから陵線にそつて幅員五mの幹線、幅員四mの支線等の道路を国道二〇七号に連絡させる。また、園内の各テラスに幅三mの耕作道路を一五〇m間隔に配置するほか、かんがい用水源として、既設溜池の活用とあいまって新たに溜池の建設等を行う。三十九年度に着工、事業費七五億七、八〇〇万円をもつて五十三年度までに完成することとなっている。

(五) 千拓事業

有明海沿岸は、東西七三km・南北七四km・総面積二、四一六・七二km²で、県土のほぼ中央に位置し、標高一、〇四六mの主峰天山を基軸に、標高一、〇五五mの脊振山が東にのび、福岡県に隣接し筑後川で隔てられている。また、杵島・多良岳の山波は有明海をつつむ形で南西へ伸

び、標高三四二mの杵島山の連山は、長崎県にまたがる経ヶ岳に連なっている。

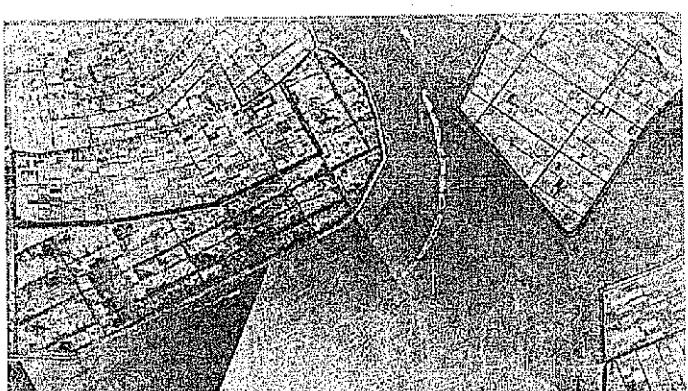
これらの山波は、太古の昔から緑の羽根をひろげ、人々の生活を見守るよう東西に伸びている。地質は、東部地域一帯は花崗岩からなり、西部地域は第三期層の安山岩・玄武岩等から形成されている。有明海にそぐ筑後川・城原川・嘉瀬川・六角川・多良川等から浸食風化された土砂が有明海へ流失し、また干満の差が六・六四mと比類のない有明海と湾内特有の潮流等が、沿岸数キロメートルにわたって深さ二〇~二十五mの重粘土層のいわゆる佐賀平坦地域三万haの軟弱地盤を形成し、自然干陸化が促進してきた。

このようにして、古くから千拓は建設されてきたが、昭和に入り施工した千拓は、国営千拓一地区・代行千拓一一地区・補助千拓四地区であり、面積は三、三一七haとなっている。

国営千拓

△有明工区▽

昭和二年県営有明千拓事業として実施設計を完了し、発足したが、その後起債認可等の諸問題が解決せず工事着工は八年三月であった。十八年に潮止工事が完了し、一部には綿・諸等が



耕作されていた。

二十年九月の枕崎台風により北緯堤防は大きく決壊し、地区内は一瞬にして泥海と化し、有明干拓は未だ有の大災害を受け関係者を悲嘆のどん底におとし入れた。現在、有明工区内の福富工区寄りにある五八・六haの時水堀（一八六万四、〇〇〇^戸）は、その災害の名残りである。

その後二十一年九月に県営事業から国営事業に移管され、困難を克服して、地区面積一、一七四haの今日の美田となつた。二十九年から三十年までに本工区の完了をまたず三一八戸が入植し、また五三四戸の増反が決定した。当時工事を困難にした微粒泥土も、地味はすこぶる肥沃で生産力も高く、入植者は安定した農家に成長した。

△福富工区▽

有明工区の北に隣接する福富工区は、県営有明干拓計画から除外された区域であり、昭和二十一年十一月に国営八平掘干拓事業として発足した。しかし、二十八年有明干拓建設事業に合併して福富工区となつた。

一十九年、オランダの干拓技師ヤンセン教授が来佐し、従来の堤防建設工法が、直立工法で堤防断面の底辺と高さが一対二あるいは三対一であったのに對し、その比を三対一とするオランダ式堤防の工法を指導した。この工法は沈下が少ないと、工期が短縮されること、また工費はほとんど直立工法と変わらないという有利さがあつたため、本工区はこの緩傾斜堤が採用された。この建設工事は、地区面積四三〇haで五十年度に完了する予定で、現在、入植・増反者への土地配分を準備中である。

△廻里江工区▽

有明工区の南に隣接し、昭和四十二年着工し、五十二年に地区面積一〇haが完了の予定である。堤防の基礎にサンドバイルを深さ一〇m、

幅一五mに打ちこんだ新工法で施行された。

県営代行干拓

代行干拓は、国の委託をつけ、和十七年着工した南川副干拓をはじめ、一一地区で実施された。ほとんが二十一年の食糧増産対策・自作農創設を目的とした緊急開拓農地開発事業として遂次着工されたものである。

△南川副干拓▽

本干拓地区は川副町の南東、大正掘の地先で、早津江川の西側河口に位置している。十七年、農地開発團が國の委託をうけ着工したが、二十三年九月同営團の閉鎖により農林省の直轄事業として引き継がれ、さらに、二十四年四月県代行事業となつた。

潮受堤の構造は直立堤で、基礎は粗朶^{ばくじやく}・捨石で、堤体は練積石垣で上部は波受壁である。背



県営事業から国営事業に移管された有明工区



大詫間干拓（川副町）の潮止工事 昭和40年11月

面盛土はアスファルトによる被覆舗装を施工して、越波による盛土流失防止の配慮がなされている。しかしながら工事施工途中には、有明海特有の軟弱地盤と、わが国最大といわれている潮差の立地条件に加え、暴風・高潮の来襲による堤防の決壊、そして沈下・陥没等、幾多の困難な状況に遭遇した。関係者の努力の結果、三十九年に地区面積

一七四・八四haが完工し

た。耕地は入植者三三戸、背後地農家一九七戸に増反配分されている。

△大詫間干拓▽

本干拓地区は、川副町大詫間の最南端で、本県と福岡県境を流下する筑後川と、その支流早津江川の河口に発達したデルタ地帯である。昭和二十年農地開発営団が、國から委託をうけ工事に着手したが、同営団閉鎖により農林省の直轄事業として引き継がれ、さらに二十三年四月県代行事業として継承され、四十三年に地区面積七〇・六一haが完工した。

潮受堤の構造は直立式堤で、基礎は敷粗朶・捨石、堤体は練積石垣で上部はコンクリートの波受壁を設けている。背面盛土はアスファルトに

よる被覆舗装を施工し、越波による堤体盛土流失防止に留意されている。なお、造成された耕地は、背後地農家一八六戸に増反配分された。

△西川副干拓▽

本干拓地区は、川副町広江明九揚の地先で、西側には八田江が流下している。昭和二十年農地開発営団が國より委託を受け、事業に着手したが、同営団の閉鎖に伴い農林省の直轄として引き継がれ、さらに県代行事業として継承された。

堤防構造は直立式堤で、基礎は二重粗朶・捨石とし、堤体は練積石垣、波受壁はコンクリートで、背面盛土はアスファルトにより被覆舗装されている。事業実施途中には、軟弱地盤と潮差という立地条件に加え、暴風・高潮の来襲による堤防の決壊、そして沈下・陥没等、幾多の障害に遭遇したが、三十九年に地区面積一四〇・二八haが完工した。造成された耕地は、入植者三〇戸と背後地農家一五〇戸に増反配分された。

△東与賀干拓▽

本干拓地区は、東与賀町戌辰搦地先で、本庄江河口の東側に位置し、五五・三二haの面積を持つ。昭和二十一年農地開発営団が國より委託を受け着工したが、同営団の閉鎖に伴い農林省の直轄事業として引き継がれ、さらに二十三年四月、県代行事業として継承された。

潮受堤の構造は直立堤で、基礎は敷粗朶・捨石、堤体は練積石垣で上部はコンクリートによる被覆舗装を施工し、越波による堤体盛土流失防止に留意されている。また事業実施においては、有明海特有の軟弱地盤と潮差という立地条件にもかかわらず、三十七年に地区面積五五・三二haが完工された。造成された耕地は、現在、背後農家九九戸に増反配分されている。

△久保田干拓▽

本干拓地区は、久保田町久富の地先に位置し、昭和八年十二月、漁業権を買収して、九年六月地元有志により工事に着手された。

しかしながら、堤体は弱体で補強の必要があつたが、第二次世界大戦中の物資不足・労力不足に加えて、戦後の経済的苦境から地元農民の自力による補強工事は困難となつた。このため二十六年一切の権利を国が買収し、県代行干拓事業として新しく発足した。さらに、堤体が弱体で沈下陥没等幾多の困難な状況に遭遇したが、ようやく三十七年に地区面積二二二・二haが完工した。潮受堤防の構造は直立式堤防となってい反者も二一九戸と最も多かつた。

△大福干拓▽

本干拓地区は、福富町六府方地先に位置する。昭和三年十二月地元民一四三人により大福掘耕地整理組合を結成し、四年県の認可を受けて、八年九月から事業に着手し、十年二月に一応潮止工事を完了した。

しかし、その後、台風の来襲や有明海特有の軟弱地盤により、決壊・復旧を再三繰り返したが、ようやく十八年に最終潮止工事が施工された。しかしながら堤体は弱体で補強の必要があつたが、第二次世界大戦中の物資不足・労力不足に加えて、戦後の経済的苦境から地元農民の自力による補強工事が困難であった。

このため、二十六年一切の権利を国が買収し、県代行干拓事業として新しく発足した。その後、二十八年に三三戸、二十九年に四七戸、計八〇戸が入植し當農に入ったが、三十一年八月の九号台風および九月の二号台風と、再度の襲来により堤防が決壊した。これによって堤体の弱

体があらためて認識され、三十一年から三か年にわたり堤体の補強工事が行われた。しかし三十四年九月の十四号台風により、再度堤防が一五〇mにわたり決壊し、一瞬にして海水が浸入し當々として築いた美田は壊滅状態となつた。

県はいち早く復旧工事に着手すると同時に、堤体補強工事に全力をかけたむけ堤体の嵩上げとアスファルトによる被覆舗装を実施し、越波による盛土の流失防止に万全を期し、三十七年に地区面積一五三・六haが完工した。潮受堤の構造は直立堤で、基礎等の構造は明らかでない。

現在は、前面に代行干拓福富地区の工事が進んでおり、直接の波の影響は受けず、入植者や増反者は安定した農業を営んでいる。

△浜干拓▽

本干拓地区は、鹿島市北舟津地先の有明海湾の奥の最西部にあって、千鶴の発達は有明東部ほど急速でない。従つて、川副・白石地方のように背後地に広大な平野をもたず、多良山系のすそ野が迫つている。

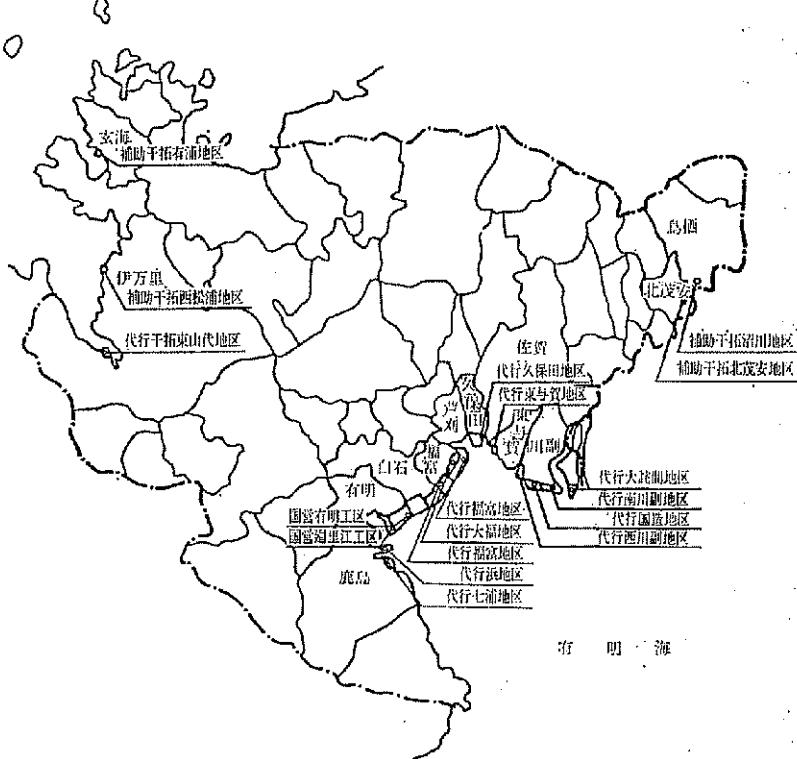
昭和二十二年太陽開発合資会社が着工したが、二十四年四月同会社が閉鎖したことにより県代行事業として継承された。

潮受堤の構造は直立堤で、基礎は敷粗染・捨石、堤体は練積石垣である。上部は波受壁、背面盛土はアスファルトによる被覆舗装を施工し、越波による盛土流失防止に留意され、四十四年に地区面積八一・九三haが完工した。造成された耕地は、背後農家一〇五戸に増反配分され、米作を中心として當農にとりこんでいる。

△七浦干拓▽

鹿島市大字音成地先にあり、北方で浜干拓と面し、一二九haの面積を持つ。地形的条件は浜干拓と類似している。

図 置 位 業 事 拓 千



弱地盤に加え、再三にわたる台風襲来のため災害を被り、そのつど、復旧工事を繰り返し施行され、ようやく四十九年に地区面積一二九haが完工した。造成された耕地は、背後地農家一六〇戸に増反配分されている。

△国造千拓△

本千拓地区は、川副町昭和揚地先の千潟で、早津江川および八田江湖にはさまれ、東は南川副千拓に面している。この事業は、代行千拓として最も遅く昭和三十年に計画された。

しかしながら従来の潮受堤防の構造については、有明海特有の軟弱地盤であるため、工事期間あるいは台風等に対し問題があつたので、計画樹立にあたって関係機関で種々検討された結果、最終的には緩傾斜式堤防で実施することとなつた。三十八年に漁業権交渉が妥結し、同年より堤防工事に着手された。

このようにして四十四年に潮止千陸し、四十七年、地区面積二四〇・二三haが地区内工事を残して完工した。この事業は最も工期が短く、着工より一〇か年で完工を見た。堤体基礎は敷砂で、前面はコンクリートブロック、背面は砂で盛土し、その上をアスファルトで被覆舗装した。造成された耕地は入植四五戸・増反六一戸に配分される予定であった

が、米の生産調整による開田抑制政策等もあり、県は同用地を空港用地と農業研修学園（農業大学校に改組）用地として利用するため、国より一括買収した。しかし空港建設に地元漁業者の反対があり、ついに建設が断念され、現在は県農業大学校実習用地として活用されている。

潮受堤の構造は直立堤で、基礎は敷粗朶・捨石、堤体は練積割石垣で、上部はコンクリートの波受壁が設けられている。背面盛土はアスファルトによる被覆舗装または植生で保護されているが、施工途中には軟

福富町大字下分地先で、六角川河口西岸に発達した千潟地で、南は国

△福富千拓△

當有明干拓福富工区に接している。背後地は、太古より幾多の干拓により造成された白石平野である。

昭和二十一年農地開発営団が國より委託をうけ、地区面積四二haの干拓事業として着手したが、同営団閉鎖により農林省直轄として引き継がれ、さらに二十三年四月県代行干拓事業として継承され事業が進められてきた。三十七年に事業の効果をさらに高めるため、國營有明干拓福富工区まで地区拡張を行い、地区面積二三一・七四haの五十二年度完工を目指し工事が実施中である。

潮受堤の構造は、大部分が直立式堤で一部緩傾斜を採用している。造成される耕地は、背後地農家を対象に増反配分される計画である。

△東山代干拓▽

本干拓地区は、伊万里市長浜地先に位置する。昭和二十一年引揚者有志企業団が農林省より委託をうけ工事に着手したが、同企業団の解散により二十三年四月県代行干拓事業として継承された。

三十四年十二月、潮止工事を行い、三十八年に地区面積六三・三二haが完工した。この干拓は昭和年代では玄海地域でただ一か所の代行干拓事業であった。潮受構造は直立式堤で、基礎は捨石、堤体は練積石垣で、上部は粗石コンクリートで波受壁を施工している。造成された耕地は背後地農家七〇戸に増反配分されている。

補助干拓 補助干拓は、國營・県代行干拓が全額国費で施行するのに対し、國・県の補助により施行するもので、地元受益者の負担をも伴うものである。面積の小さい五〇ha以下の干拓に適用される。

△有浦干拓▽

本干拓地区は、玄海町新田地先で、仮屋湾の奥に位置している。昭和

二十八年十月、補助干拓として着手したが、三十一年、三十二年の二か年間は政府予算の関係で、休止の要目を見た。三十七年八月、潮止を完了し、四十年に地区面積一〇・三haが完了した。

この干拓は有明沿岸と違い、砂質土の上に築造されたため漏水が多く、地区内に客土をもって漏水防止が行われた。当初、この耕地には増反農家二〇戸が計画されたが、社会情勢の変化にともない、農地以外に転用され、有浦中学校や東松浦高校の用地となっている。堤防は直立型で有明沿岸と類似した工法をとっている。

△沼川干拓▽

本干拓地区は、鳥栖市三島町の中央部を流れる沼川をはさんでその両側に広がる池沼地帯を平均一m埋め立て、農地造成した、いわゆる内水面干拓である。昭和三十九年着工し、四十三年に地区面積一〇・二haが完了した。埋立用土は、地区西方一・三〇〇mの於保里部の山土と旧堤防を採土して埋め立てた。増反者は六五戸で稻作主体の営農を行っている。

△北茂安干拓▽

本干拓地区は、北茂安町の通称、市原堤防北端から江口部落にいたる、筑後川二線堤防（国道二六四号線）の両側にある池沼を埋め立て、農地を造成したものである。特にこの地域は、地区特有の風土病である日本住血吸虫病の中間宿主である宮入貝の撲滅も施工目的とされた。

昭和四十年に着工し、四十四年地区面積二一・四三haが完了した。当干拓は埋立工事が主体で、二線堤防を採土場とし、二六万m³が埋め立てられ、地区内工事として、幹線排水路・道路・制水門等が施工された。営農は米麦を主体とし、増反者四二戸が耕作している。

△馬蛤潟干拓

本地区は、伊万里市波多津町馬蛤潟と煤屋地内で、明治三十年頃、地元有力者の手によって波多津川の河口に堤防六・九mを築いて耕地面積一〇haの干拓が計画された。しかし、地盤が低く洪水時においては、波多津川流域よりの流入量が多く、また築造堤防からの漏水が激しいため、完全に干陸化することができず放棄されていた。

県は三十六年から四十年にかけて、海岸保全事業により、堤防の補強と樋門二か所の改修を施工し、漏水を防止したため、排水も良好となつた。しかし、地盤が低く農作物の作付ができないため、四十二年現地調査を行い、四十三年から埋め立てを主体とした干拓事業に着手し、四十五年に地区面積一五・八haが完了した。工事の主体である埋立事業は、サンドボンプ船により伊万里港から採土し、埋め立て造成され、さらに地区内には、排水路・道路・貯水池・用水路・制水門等が施工された。しかし、米の生産過剰にともない、新規干拓は米の栽培が規制されたため、畑作物の作付のためには排水の改良が必要となつた。伊万里市は、排水対策として四十七年度から湛水^{さんすい}防除事業に着手し、悪水を排除して五十年度に完工した。

(六) 開拓及び海外移住

開拓事業 第二次世界大戦が終つて焦土と化した日本本土に、約六五〇万人といわれる海外からの引揚者・復員軍人を迎えた。開拓事業はそのような混乱した世相の中で、全国的な規模で、緊急に食糧を増産確保し、同時に、軍人・引揚者・工員その他の離職者の集団帰農を促し、民生の安定を企図して発足した。

昭和二十年十一月、国は緊急開拓事業実施要領を策定し、五年間で一六五万町歩の開墾・干拓を計画した。

県では、二十一年一月、県および各地方事務所に緊急開拓事業推進部を設置し、帰農者の募集・訓練、営農指導、土地の取得・払い下げ、家庭の建設、開墾の指導など開拓事業を開始した。

また、翌二月には知事の諮問機関として緊急開拓委員会(委員二〇人)が設置され、緊急開拓事業の強力かつ、円滑な推進について調査審議が行われた。この委員会は、二十四年八月開拓審議会が設置されたことによつて廃止された。同審議会は、委員三十人で組織され、金融・土地・入植者選定・営農の各部会に分かれて、資金融通・適地調査・入植者や増反者等の選定・営農指導等の業務を所掌した。

二十六年度末における未墾地取得面積の累計は五、二七〇町歩に達した。そして平坦部の七町村を除く県下全域で山林・原野の開墾が盛んに行われ、開墾済面積は三、二〇二町歩に達し、入植者数一、五七七戸、増反者数一万一、九五〇戸を数えた。

緊急開拓事業は、その後食糧事情の緩和、社会の安定、経済の高度成長など時代の変遷に応じて、土地資源の農業的開発利用を基調としながらも、開拓方式の変更や制度の改正が再三にわたって行われた。その主な変遷は、次のとおりである。

一 二十五年、農家一・三男対策を含む農村建設計画としての開拓へ移行した。

二 三十三年、開拓事業実施要綱の制定により、地域農業開発に参画する地元農家の經營規模の拡大をはかることになり、新規入植を抑制して、既入植農家に対する根本的な安定化対策が講ぜられ



昭和22年頃の開拓農家

た。

三十六年、開拓パイロット事業実施要綱が制定され、国は用地取

得を行わず、土地改良法第三条資格者の申請によって、果樹・畜

産物等成長農産物の生産に必要な農地造成を行うことになった。

この制度は、その後、四十五年に制定された農用地開発事業に含

まれることとなり、現行では農業構造改善の方向にそって、主産地の形成と農業經營の規模拡大をはかる国営・県営・団体営の農地開発事業となっている。

国有未墾地の売り渡しを受けて自作農になろうとする入植・増反農家は、自作農創設特別措置法（昭和二十一年）、農地法（二十七年）、新しい干拓地の場合は改正土

地改良法（三十二年）等の

適用を受け、関係法令および通達に基づいて、それぞれの事業が推進された。

県における開拓行政は、このように国が定めた法令

・制度に基づき、さらには県独自の補完事業を加え、主として次のような業務を実施した。

一 開拓用地の買収、売

渡、登記

二 開拓地の開墾、道路

三 開拓官農の指導、営農関連の補助、融資
四 入植農家の入植施設（住宅・電気・飲料水など）の建設

等の建設

三 開拓官農の指導、営農関連の補助、融資

四 入植農家の入植施設（住宅・電気・飲料水など）の建設

開拓農業三十年余の歴史は、およそ次の三期に分けられる。

△建設期（二十年代）▽

開拓の生いたちは、いわゆる緊急開拓であり、多くの開拓地は、僻遠の地にあって営農・生活ともに不便であり、おおむね地力が低く氣象的にも恵まれなかつた。加えて、資材が不足していた時代であり、入植農家は資力に乏しく、また農業について未経験者が多かつた。さらに、クワ・カマを中心とする人力農法であったため、後に述べる諸般の補助的措置にもかかわらず、苛酷な労働を余儀なくされたわりには、生産はあがらなかつた。

二十年代後半になると、社会・経済は多少落ちつきを見せるようになつたが、開拓官農は依然として緊急開拓の手法を踏襲したので伸びなんだ。余裕のある衣・食・住は望むべくもなく、開墾や土づくり、住居・飲料水・電気導入など生活環境の整備等の基盤づくりに終始した。

この時期に県がとった施策には次のようなものがあげられる。

一 焚烟施設事業補助要綱（二十一年四月）

焼烟造成に対し反当一五円、焼烟実践班の編成・宿営および機具の購入・借用の費用に対し反当五円、種子購入費用に対し反当三

円を助成

一 開拓用地の買収、売渡、登記
二 開拓地の開墾、道路
三 開拓官農の指導、営農関連の補助、融資
四、〇〇〇円、中家畜の導入輸送費一頭につき三〇〇円以内を補

助

三 開拓地電気導入施設事業補助金交付要綱（二十五年八月）

ランプ生活の無灯火地区を解消するため、工事費の七割以内で一
か所当たり一五万円を限度として補助

四 開拓農業協同組合活動促進補助金交付要綱（二十七年一月）

開拓農協は、開拓農民の協同組織であり、開拓事業の推進母体で
もあったが、反面、組織規模が小さく、運営体制も弱かつた。そ
こでその活動促進に必要な経費に対して、一組合三、〇〇〇円以
内を補助した。

△營農充実期（三十二年～四十三年頃）▽

古い入植農家を対象として、その營農不振を開拓するため、三十二年

四月、国は開拓營農振興臨時措置法を制定した。各開拓地ごと各農家ご
とに經營目標をたて、果樹・畜産等の經營確立に必要な資金の融通およ
び累積した災害資金の償還延期と利子補給補助が行われた。これを契機
として、道路等の建設工事・入植施設・開墾・土壤改良等營農振興に関
連する諸事業の総合的な実施によって、開拓地における新しい村づくり
が軌道に乗ってきた。

三十五年には、政府貸付金の償還条件緩和等に関する特別措置法の公
布、過剩入植地等で營農振興の見込みのない農家に対する離農奨励の制
度ができるなど、整理のための、いわば後向きの施策も打ちだされた。

この頃は、行政サイドの營農振興施策と呼応して、開拓農家自らの奮
起が欠かせなかつたし、その組織的な活動が望まれた。開拓農協連合会
は、県下の弱小開拓農協の連合体として、開拓事業の推進・生産の拡充・
資金融通等を業務としていたが、三十六年指導部を新設し発足させた。



開拓20周年記念式典 昭和40年12月

県は、同年九月入植當農関係事業補助金交付規則を制定し、県開拓農協連合会が行う開拓地青年研修、先進農家の指導班による各開拓地の經營診断と体験を通しての指導、弱小開拓農協の事務処理指導等の指導事業について助成した。

また、開拓農協・同連合会は、ともに一般農協との競合をさけて信用事業を行はず、開拓農家もきわめて不十分であった。県は三十六年九月、県開拓農協連合会に対し県費のつなぎ資金を貸付けることを決定した。この貸付事業は現在まで続けられ、毎年二、〇〇〇万円～一、五〇〇万円が低利で貸付けられ、開拓地の建設・營農の振興を助けた。

さらに、三十八年からは第二次營農振興対策として、過去の総花的な振興対策をあらため、ようやく階層差の生じた農家集団の中から振興の見込みのある農家が選別され、政府の低利資金の貸付け等、再度のテコ入れが行われた。

また、農家の經營は、急速に規模が拡大し、安定化していった。

△仕上げ期（四十四年～現在）▽

國における開拓諸制度に基づく各種の事業は、數回におよぶ残量総点検を経て、おおむね四十三年をもって収束した。四十四年からは、旧制度の開拓による入植農家に対する振興対策は、一般農政の分野で取扱うこととなつた。

行政の窓口も、過去二十数年間特別の保護施策として存続した開拓行政を、市町村行政の中での取扱うこととし、各開拓地の現況、残された問題点、その解決のためのあっ旋・調整など、一般農政への円滑な移行措置が市町村ごとにとられた。

ところが、本県の開拓地は概して集団の規模が小さく、そのために、四十三年ほとんどの国庫補助事業が収束した段階でも、生活・営農基盤の未整備地区が多く残されていた。そこで、開拓事業入植施設補助金交付規則（三十一年制定、四十七年廃止）と開拓地基盤整備事業補助金交付規則（四十七年三月）によって、一般農政への移行をはかるための最終的な施策として、次のような事業を行つた。

一 小規模道路整備事業（四十六～四十八年度）

二〇地区の道路九、六四八mの整備を実施し、工事費は四、二七

五万円（県四〇%、市町村三五%、計七五%補助）

二 飲雑用水施設整備事業（四十五～五十年度）

一四地区・一五二戸・工事費二、〇七六万円（県・市町村各三〇%補助）

三 婦人ホーム建設事業（四十三～四十七年度）

利用する開拓農家一五戸以上の集団、施設の規模五〇畳以上を対

象、一四棟（基準工事費に対し県・市町村とも三分の一相当を補助）

△開拓事業の実績▽

開拓用地は、五十年現在、買収面積七、七五八haで、売渡しあるより譲与面積は七、五六七haであった。また、開墾・干拓による耕地面積は、六、七二八ha、うち入植農家の經營面積は二、九六〇haとなつてている。

開拓農家戸数の消長は、社会経済の好不況、農業情勢を端的に反映している。最も入植増反が多く行われたのは緊急開拓当時である。反面離農者数も緊急開拓の頃が多く、次いで四十年前後が多かつた。立地条件に恵まれず営農の成果が思わしくないところほど離農者を多く出したが、後継者が農業を望まない等のため一代限りで絶えたケースも多かつた。入植者数のピークは、三十七年の二、三一三戸であるが、現在では一、七七二戸に減つており、在農率は開墾地で四七%、干拓地では八五%を示している。

また、開墾建設・入植施設等の整備の状況は、二十年から五十年まで、開拓道路延べ三四万六、六五八m、住宅三、一九六棟、電気導入九七二戸、飲用水施設九二七戸、小学校分校の増新築一六棟、婦人ホーム二八棟となつてている。

開拓農業は、現在では果樹・茶などの畑作經營、酪農・肉牛・肉豚などの畜産經營、あるいは干拓地における水田經營など、開拓地の特性を生かした、規模の大きい專業的な農家の集団が随所に見られ、特徴的である。とくに、開墾地ではその七割近い農家がみかんを經營の柱としているが、最近におけるみかんの不況を反映して、その約一割の農家は肉豚や肉牛を導入した複合經營によって建てなおしをはかっている。この

ようにみかん専業の開拓農家は減少の傾向にあるが、それでも三ha以上のみかん農家が多数存在するのは、やはり開拓地農家の特色であろう。

なお、五十年末における一農家当たり經營規模を一般農家（）内と比較してみると、みかん一・三八ha（〇・六八）、茶一・一三ha（〇・四六）、乳牛九・四頭（八・六）、肉用牛三〇・七頭（四・四）、肉豚年間五一五・四頭（三五）となっている。

（注）みかん・茶は一〇a以上の農家数による平均。

海外移住事業 移住は、個人が平和的にその生活の場を外国に移動することであり、明治元年約一五〇人の甘蔗労働者が米国ハワイに向けて渡航したのがわが国海外移住の草わけといわれる。

それからの一世紀余にわたる移住の歴史は、北米・中南米を中心にくりひろげられた。島国で国土の狭いわが国にとって、欧米諸国にくらべて歴史的にも、また政策の面でも數歩おくれた移住ではあるが、移住者は當々として自立発展への道をひらき、移住先国の経済発展にも大きく貢献してきた。

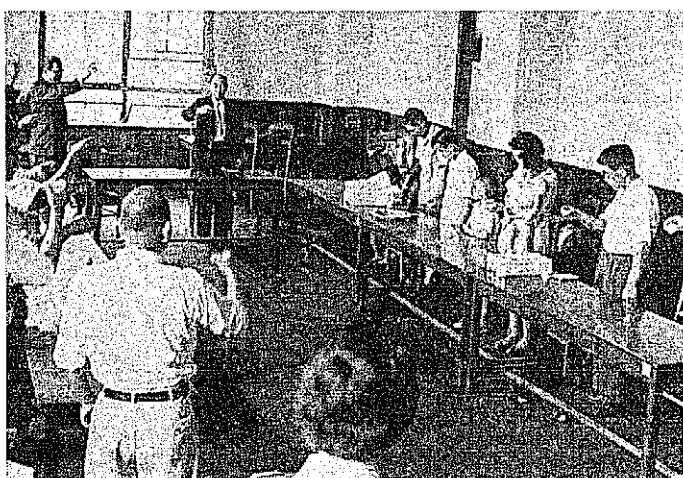
海外への移住は、国内外における社会経済情勢の変化が大きなかかわりをもっている。第二次世界大戦の戦中・戦後の約一〇年間の空白期をはさんで、戦前と戦後の移住に大別されるが、移住者数の消長とその性格には特徴がある。

明治末期から大正初期にかけて、県下各地域から多くの移住者を送り出しているが、当時は農村不況を背景としたブラジル移住がブームであった。ブラジルではコーヒー産業の発展に伴う労働者の需要が増大していたし、雇用契約期間を終えた移住者は、サンパウロ州の奥地開拓やサンパウロ郊外での野菜・果樹・花き等の近郊農業に従事し、着々と実績

をつくっていった。

その後、大正末期から昭和初期は世界的な経済恐慌と農村不況を背景として、近親者・知人などを介して、さらに移住熱

が高まり、戦前移住の最盛期にあつたといえる。戦後、移住が再開されたのは、昭和二十七年であつた。時あたかも朝鮮動乱を契機として国内産業は復興のきさしを見せ、農村から都市部への人口移動もようやく顕著



ブラジル移住社行会 昭和29年7月

になりつつあつたが、農業をはじめとする各産業の将来の見通しはまだ流動的であった。一方、ブラジルを主とする南米諸国では、産業の中心である農業の画期的な開拓をはかるため、外国人移住者への門戸を解放するようになつた。

このような環境の中で、三十年代前半は、農村地域からの家族移住や青年の単身移住、炭鉱の閉山に伴う離職者など、希望者が多かつた。県は、移住あつ旋の業務を担当した県海外協会（三十年十月設立）や県拓植農協連（三十二年十月設立）と提携して部落公民館などに出向いて積極的な啓発を行つた。この頃は、三十三年の二二五人をピークとして、

三十七年まで毎年一〇〇人以上の移住者を送り出している。

しかし、四十年以降は、わが国経済の高度成長と農村労働力が他産業へ流出したことによって、農村部からの移住希望は低調となつた。また受入国側の選考が厳しくなつたこともあるて、年間の移住者数は一〇人に満たない状況が続いた。

最近における海外移住の啓発は、視聴覚に訴える正しい海外知識の普及を主体としている。都市部では海外に関する幅広い相談会形式の一般向け啓発を、また県内研修機関や高校等若い世代を対象に、国際人としての素養・資質の向上をはかるような啓発に努めた。次に、移住希望者に対する移住の相談あっせん事務があげられる。

移住者は、次のように大別される。

一 國際協力事業団の直営移住地または受入国が設定した移住地等

で、土地の分譲を受けて自営農をする者（自営農）

二 日系農家で二～四年の雇用契約により現地農業に従事し、その後

独立する者（雇用農）

三 現地日系企業または日本からの進出企業に必要な機械や電気関係など、技術者の求人に応募する者（工業技術者）

四 さらに近親者や単身青年の結婚等による呼寄せ、または工業・商業等に就職する場合の呼寄せ等

このほかに県が取り組んだ主な施策としては次のようなものがある。

△グワタバラ地区移住▽

ブラジル国サンパウロ州リベロンプレト郡に關係七県で移住地を共同購入、三七五戸（うち内地からの送出二六二戸）の入植計画で、昭和十三年に土地を取得し諸準備を進めた。

本県からの送出は三十七年～三十九年に一四戸。

県拓連が県信連から借りられ、全拓連に転貸した土地購入資金四、八〇〇万円に対する損失補償および年三・五%の利子補給（三十三年～四十三年）

移住者援助資金一〇件・五六七万円に対する年四%の利子補給（三十

七～四十三年）

共同精米所建設に対する助成一〇〇万円（四十一年）

電気導入に対する助成七〇万円（四十五年）

△海外移住団体の育成▽

海外移住の推進および県人移住者の援護等の業務を行う団体の活動を促進し、その円滑な業務の運営をはかるための助成。

対象団体・県海外移住家族会、同支部（ブラジル・アルゼンティン・パラグアイ）、県海外協会、同支部（ブラジル・アルゼンティン・パラグ

アイ）、県農業拓殖基金協会の基金造成▽

△県農業拓殖基金協会の基金造成▽
移住者の援護に必要な資金の調達と円滑な融資を行つための基金を交付した。

交付金、一、六〇〇万円

△拓植実習生のブラジル派遣▽

農村青年を約一〇か月間ブラジルに派遣し、全拓連農場や日系農場で訓練・実習させ、農業移住を推進指導する人材を養成した。往復の旅費、研修・実習費に対する助成。三十三～五十年まで一〇人を派遣。

△在外県人子弟留学生の受け入れ▽
移住者の子弟をわが国の大学へ留学の機会を与え、専門的な教育を受けさせ、併せて移住先国との文化交流と親善をはかった。往復旅費・学

費・国内研修費・生活費などを補助。四十二年度以降毎年一～二人、五十年度まで一五人を受け入れた。

国際協力事業団は、国内における移住者送出事務・渡航前の訓練・渡航費の支給等移住に関する実務を行うほか、現地においては移住者の生活・営農の指導、資金融通、直営による移住地の建設工事、衛生・教育・環境整備等の援護に当たっている。県は、この事業団と常に連携をとりながら、移住者との相談に応じ、送出とその後の援護を行ってきた。

戦後、移住の当初から最盛期にかけては、自営開拓農をめざす家族移住が多かったが、最近では、雇用農や三十六年からはじまった工業技術者の単身移住が多い傾向にある。そして、過去、中南米向け移住はもっぱら船による輸送であったが、四十八年からは航空便に移行している。

戦後の移住者数は、一七〇家族・九五六人、単身一七五人、合計一、一三一人を数えるが、その九割はブラジル向けである。

戦前の移住者数は明らかでないが、県人会等の資料によつて本県からの移住者の家族数を推測すると、次のとおりである。

ブラジル二、〇〇〇（三九七） アルゼンチン七九（一五） パラグアイ一〇（一〇） ボリビア一四（一三） ペルー二七（一） メキシコ三（一） アメリカ・南カルフォルニア一〇（一） カナダ六（六）

（注）：（）は戦後移住者家族数で内数

なお、外務省調べでは、昭和五十年末における移住者数は、戦前移住が約七〇万人と推定され、戦後移住が約二〇万人、累計九〇万人に達している。そして、海外在住の日本国籍保有者（移住者の大多数が含まれる）は二六万人、帰化一世および二世・三世は一二七万人で、海外日系

人の総数は一五三万人といわれる。その主な在住国は、ブラジル七三万人、アメリカ六二万人、ペルー六万三、〇〇〇人、カナダ四万人、アルゼンティン二万九、〇〇〇人、ボリビア、メキシコ各一万人となつている。

近年、経済・技術の開発援助等、国際協力の必要性が論じられているなかで、海外移住はその一環としての意義を強くしている。単に移住者の幸福追求にとどまらず、わが国の優秀な技術や投資が相手国の発展につながるからである。昭和四十三年にハワイ移住一〇〇年を迎えたのははじめ、この一両年にはカナダが一〇〇周年、ブラジルが七〇周年を迎えようとしている。これを契機として、一世とその家族の活躍ぶりや日系人の現地社会への定着ぶりなどあらたな認識を呼び、内外ともにわが国海外移住者の評価は高まっている。

（四）農村振興

戦後における県戦後の県経済の復興と産業県是の確立という二大使農業の振興策を帯びて、佐賀県産業振興対策審議会が二十二年八月知事の諮問機関として設置された。審議会は組織として農業、水産、工鉱商、交通港湾、東京の五部会とし、農業部会はさらに農産、畜産、水産の三小委員会にわかれていた。

二十二年十一月、「本県産業の振興をはかるため採るべき対策如何」の第一回の諮問に対し、同年十二月十六日、八八項目にわたる本県産業振興の基本方向を明らかにした答申が行われ、その結果、農林部の設置、特産課の新設、中小企業指導本部の創設等県産業行政機構が整備されるとともに、県予算を通じ、県産業の振興に大きく反映した。その後の農

業に関する諮問事項は、次のとおりであった。

二十三年十月 第二回諮問事項「本県農村工業振興の具体策如何」

二十五年三月 第四回諮問事項「県下農村不況対策について」

農業地帯区 戰前の県内の農業地帯は、昭和十五年十月、農山漁村実

分の設定 態調査にもとづき、市町村の土地生産力と地勢を考慮して、平坦地帯・平坦山麓地帯・山麓地帯・山麓山間地帯・白石地帯・上場地帯とし、さらに地帯毎に過去二五年間の平均米反当収量によって分類されていた。

戰後、国土総合開発構想の展開に伴い、政策面からも総合的農業地域区分の必要が痛感され、二十七年県農業総合計画審議会・県農業委員会等においてこの問題を中心に研究が行われた。

農業総合計画大綱の樹立とともに主要指標に基づいて科学的に農業地域が区分され、二十八年三月県農業総合計画樹立審議委員会において県農業地域の策定が行われた。その後、この地域区分は各種の農業振興計画の樹立や、技術指導の指標として長く利用された。

(注) 地域区分図は四八二頁に掲載

農業振興地 経済の高度成長は、人口および産業の急速な集積と交通域の整備網の整備を進め、市街地が無秩序に拡大し、農地の潰瘍、耕地利用率の低下、農業生産の粗放化等都市周辺のみならず農村地域にも波及することとなつた。このように他部門による土地利用の影響を受けた農村地域に、優良な農用地を保全し、農業近代化のため効率の高い財政投融资を行うため、農業の領土宣言とも言ふべき農業地域の整備に関する法律が四十四年七月制定された。

この法律に基づき、四十五年三月三十一日、「県農業振興地域整備基

本方針」を定め、次の各事項について基本的考え方を明らかにした。

一 農業振興地域の指定の基準

二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模

三 農業振興地域における土地の農業上の用途区分

四 農業生産の基盤整備および開発

五 農地保有の合理化

六 農業の近代化のための施設の整備

この基本方針に関し本県の農業振興地域の地帯区分を次のとおり定めた。

農業地帯	市町村数			市町村名		
	市	町	村	市	町	村
平野農業地帯	二	一	鳥栖 佐賀 基山 北茂安 三根 神埼 千代田 三	田川 諸富 川副 東与賀 久保田 大	和 小城 三日月 牛津 蒼刈 北方	
北部山間農業地帯	二	一	大町 江北 白石 福富 有明	中原 上峰 東脊振		
西部山麓農業地帯	一	村	富士 脊振 三瀬			
上場農業地帯	一	六	多久 唐津 伊万里 武雄	浜玉 相知 厳木 西有田 有田 山内		
多良岳農業地帯	一	四	肥前 玄海 鎮西 呼子	北波多		
干拓地域	三	町	太良 鹿島 嘉野	塩田		
			有明干拓			

農業振興地域指定と整備計画認可状況

年 度	指 市 町 村	定 数	計 市 町 村	認 可 数
44年		6		— 1
45年		8		1 5
46年		19		1 2
47年		12		1 3
48年		4		8
49年		—		
計		49		4 9

農業振興地域として指定された市町村は、四十四年から五か年間に市町村農業振興地域整備計画を樹立し、それぞれ知事の認可を受けた。五十年二月、基山町を最後に、全市町村の農業振興地域整備計画の認可が終り、県の農業振興地域は次のようになつた。

農用地	農用面積	
	田	畠
農用地	七万六、三三一ha	五万一、九九〇ha
畠	六、七四九ha	一万六、五〇三ha
樹園地	一、〇九〇ha	四万三、九六〇ha
採草放牧地	九五ha	右以外の山林原野
混牧地		四万三、四一四ha
混牧地		その他
混牧地		右の農用地七万六、三三一haのうち、
混牧地		一 集團的農用地

- 二 土地基盤整備事業の対象地
- 三 農業の生産性の向上、その他農業経営の近代化の見込が確実であること

農業振興地域として指定さ

四

その地域内にある土地の農業上の利用の高度化をはかることが相

当であること

の各項に該当する優良農地を農用地区域として、いわゆる「線引き」をして、将来にわたって確保し、財政投融資（国の補助事業等）の対象とするとともに、土地所有者が自由に農地以外への転用をかたく規制することとした。

その結果、農用地区域の現況と将来の利用計画は上表のとおりとなつた。

五十年六月、同法の一部改正にともない、県の基本方針も一部訂正し、市町村別の農用地区域の用途別計画面積は若干修正された。

農村振興対策の変遷 戰後の経済復興が進ん

だ二十六年、二十七年になると、これまで食糧増産に努力してきた農業において、経営の零細性からくる農家経済の脆弱性、不安定など、農業問題が提起された。

それは二十六年頃からあらわれてきた農産物の部分的過剰傾向と、それに伴う農産物価格の下落、農業所得の停滞と都市労働者との所得格差の拡大、農家生活の向上のために余儀なくされる兼業依存の増大であつ

た。

急成長しつつある国民経済に対応して、これらの諸問題を解決するために、適地適産と農業の共同化を可能にする生産基盤の整備、生産手段の合理化、経営の多角化、農産物市場の確保および拡大、雇用改善等に関する事業を実施することによって、わが国農業の近代化の途をひらく必要があった。

したがって、その要請に応えて、たとえば後進地域の特殊事情に応じた施策を講ずるため、二十七年急傾斜地帯農業振興臨時措置法、二十八年離島振興法などが制定され、効率的に後進地域のレベルを引きあげることが企図された。

これら後進地域に対する国の助成施策は、その事業種目および対象の範囲が限定され、土地改良事業関係が主体であり、とくに農業経営改善に関する地域的な助成措置はきわめて乏しく、局地的な適応性しかなかった。

国は、二十八年八月農村振興総合助成要綱を定め、現在の各種助成施策を拡充し、かつ総合的・集中的に実施するとともに、農業立地条件よりみて地域の農業振興上必要な各種の非補助事業についても、市町村毎に一括助成を行うことにより、市町村が樹立した農業振興計画の効果的実現を期すこととした。

これは、後に新たな制度として新農山漁村建設総合対策事業に受けたがれた。

新農山漁村建設総合対策事業

△対策の趣旨▽

この事業は、三十一年度から河野農林大臣のいわゆる「河野構想」と

して、全国的規模で大々的に実施されることになった。

この事業のねらいは、農山漁村民、とくに青年の自主的活動を基調として、立地条件に応じた適地適産が行える土地条件の整備、経営の多角化、技術の改良、共同利用施設の充実等農山漁村の振興に必要な総合対策を強力に推進し、農林漁業經營の改善と合理化により生産性の向上をはかり、もって農家所得を増大することにあった。

△農林漁業地域の設定▽

この事業を推進するにあたって、「農林漁業地域」を設定したが、それは農林漁業上の共通する諸条件の中で「新しい村づくり」の単位となるもので、共同化を推進するための母体となつた。

本県においては五三地域に分けて設定され、三十一年から三十七年度までに全地域の指定を終り、特別助成事業について三十一年度から三十七年度までに全地域の事業を実施した。

地域の設定

市郡別	地	域	名	地 域 数
佐賀市郡	佐賀 佐賀北部	佐賀南部	諸富 川副	八
大和 久保田 富士				
神埼郡	神埼 千代田 脊振	神埼東部		
鳥栖市 三養基郡	鳥栖南部 鳥栖北部 基山 北茂安			
多久市 小城市 東松浦郡	多久西部 小城 三日月 牛津 芦刈 多久東部 唐津市 唐津 唐津東部 相知 厳木 玉島 上場北部 上場中部 上場南部			六
				八

伊万里市	伊万里	伊万里北部	伊万里東部
西松浦郡	伊万里西部	有田	
武雄市	武雄	川登	武雄西部
杵島郡	江北	白石西部	山内
鹿島市	鹿島	鹿島南部	西杵島
藤津郡	太良	能古見	福富
計		塩田	有明
		嬉野	
	五三	六	十
			五

△推進体制の整備▽

本事業は、農山漁民の創意と自主性を尊重し、下から積みあげた計画に基づいて推進することとした。

県では、三十一年七月、県農山漁村振興対策審議会を設置し、審議会の会長は知事、委員は市町村・農業団体・農林関係金融機関・農村の青年婦人部の代表・関係行政機関等から二五人を委嘱して、七か年にわたり、地域の指定・地域別基本計画・特別助成事業計画などの承認に関する重要事項について審議した。

また農山漁村振興計画の樹立・実施について、技術・経営に関する専門的な立場から指導援助するため、県では農山漁村振興顧問団を編成し、九州大学、佐賀大学、長崎大学、農業総合研究所に委嘱し、推進体制を確立した。

△計画樹立の指導▽

農山漁村建設総合対策事業は、地域条件等を同じくする農林漁業地域を設定し、事業の推進をはかつてきいたが、本県を五三の地域に分け、三十一年度一二地域、三十二年度一〇地域、三十三年度九地域、三十四年度一〇地域、三十五年度一二地域を指定した。

この事業の推進指導にあたっては、農政食糧課を窓口に関係各課および県の専門技術員による総合指導班を設置して指導にあたった。

△本事業の実績▽

三十一年度から三十七年度までの七か年間の事業費総額は、七億二、〇〇〇万円、うち補助事業費六億一、〇〇〇万円であった。

その内訳は、みかんを中心とした果樹振興に四

%、土地条件の整備に一三・一%など、果樹と畜産振興への先駆誘導的役割を果してきた。

農林漁業地域の指定状況

年 度	地 域 名	指定期数
31	佐賀北部 佐賀南部 神埼東部 基山 小城 多久西部 唐津 相知 伊万里東部 有田 能古見 太良	12
32	川副 大和 神埼 鳥栖南部 三根 巖木 伊万里北部 武雄西部 山内 白石西部	10
33	佐賀 鳥栖北部 牛津 芦刈 唐津東部 上場中部 川登 鹿島南部 塩田	9
34	北茂安 多久東部 富士 上場北部 上場南部 伊万里 武雄 西杵島 白石東部 鹿島	10
35	諸富 久保田 千代田 脊振 三養基西部 三日月 玉島 伊万里西部 江北 福富 有明 嬉野	12

農業構造 新農山漁村建設総合対策事業の地域指定も、最終段階を迎改善事業

えた三十四年に、国は次期対策としての施策検討を始めるため、農林漁業基本問題調査会を発足させた。その第一回総会において「近年農山漁村の所得は他産業従事者のそれと比較すれば相当の格差をみせており、また今後の国民経済成長と歩調をあわせて農林漁業の発展を期することも容易でない事態にある。

したがって新たな角度から経営・価格等の農林漁業等の諸問題や、これらと関連する雇用、貿易等の国民経済上の諸問題にわたる総合的な調査審議を調査会に期待し、もって農林漁業に関する基本的施策の確立をはかりたい」

旨の内閣総理大臣の諮問をうけて、同調査会は委員会を含めて十数回の審議を重ね、三十五年に「農業の基本問題と基本対策」を答申した。

同じ頃、新しい情勢に対応するため、農業基本法を制定すべきであるという意見が農業団体等から強く要請され、三十六年農業基本法案が国会上に提出され成立した。これに基づいて実施される諸施策が、いわゆる「基本法農政」といわれるものである。

△農業構造改善事業の発足▽

新農山漁村建設総合対策事業の次期対策である基本法農政の施策の一環として、第一次農業構造改善事業が発足した。

この事業は、都市化・工業化が予想される地域を除き、全国三、一〇〇市町村を対象に三十六年度から一〇か年間を目途として農業生産の選択的拡大と主産地形成をはかり、自立経営農家の育成と協業を助長するため、整備・農地造成等農業生産基盤の整備開発・高性能機械の導入・集出荷施設・運果貯蔵施設など、農業近代化施設の導入等必要な事業が市町村の自主的計画のもとに実施されるよう指導助成するものであった。

国は、市町村がおおむね三か年を目途として、実施する総合助成事業に対し、一市町村平均四、五〇〇万円の補助（補助対象事業費は平均九、〇〇〇万円以上）を行うこととした。補助対象とならない事業についても一市町村平均二、〇〇〇万円の事業に対し農林漁業金融公庫資金

および農業近代化資金の低利融資を行うこととした。なお農林漁業金融公庫資金は三十九年度から平均三、〇〇〇万円に改められた。

△推進体制▽

本県では、三十七年八月、県農業構造改善事業審議会を設置し、重要事項について調査審議を行うとともに、市町村においては、市町村農業構造改善事業協議会を設定させ、啓蒙普及に努めた。

また、三十六年度から三十七年度までは農林部農政食糧課、三十八年六月には農業構造改善室を新設し、事業の推進に当たった。その後、四十年六月に各農林事務所に配置されていた農業構造改善主査を廃止し、四十二年九月に農業構造改善室を農業構造改善課に改組した。その間、農林部内で関係各課の担当職員の兼務を発令し総合指導班を編成して、指導にあたった。四十五年には農業構造改善事業関係は當農指導課が所管することになり、農業改良普及事業と密接な連携のものとに推進することになった。

△地域指定▽

農業構造改善事業年次別地域指定ならびに事業実施計画 注：指定地域には有明干拓を含む。

項目	年 度	昭和 36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	計
												50
指定地域数	計画		8	5	6	8	14	6	3			50
実施地域数	第1年次	計画		3	4	5	4	3	10	12	10	50
	第2年次	計画			3	3			6	10	12	50
	第3年次	計画			7	12	15	21	5	6	32	50
	計	計画			3	7			5	28		10

本県の農業構造改善事業は、県産業振興計画に基づいて県下四九の全市町村を対象に推進する計画であり、三十六年に八地域の指定を始めとして、四十二年度までに全市町村を指定した。地域指定を作目別にみると果樹が第一位で四七%、次いで米二二%・畜産二一%等であった。

△基本構想▽

本県の農業は、米・みかん・畜産を中心に地域条件に応じて振興してきたが、水田農業の振興については「新佐賀段階米づくり運動」と表裏一体となって、米作近代化集団を構造改善事業の実施地区に選定し、協業組織による機械化一貫作業体系を推進することにした。

農業構造改善事業は、県下の農業構造を長期にわたって改革するための先駆誘導的な理念事業であるとの認識のもとに推進された。

これをなお一層効果あらしめるためには、佐賀平垣地域、佐賀北部山間地域、国見山麓地域、上場地域のそれぞれの地域の実情をふまえ、長期展望に立った農業振興の方向と手段を明確にする必要があった。このため、全国農業構造改善協会の助言指導を得てコンサルテーションを実施した。

指導・助言を受けた主な事項は、次のとおりであった。

一 佐賀平野の農業構造改善に関する基本構想（実施年度、四十一年度～四十二年度）

1 筑後川および関連河川等の水資源開発による佐賀平野の近代的な水利体系

2 佐賀平垣におけるほ場整備のあり方

3 生産基盤に対応する新営農方式と集落配置のビジョン

二 佐賀北部山間地域における農林漁業の開発構想（実施年度、四十

三年～四十四年度）

- 1 県産業のなかでの山間地域の位置づけ
- 2 開発方向および農林業経営のあり方
- 3 社会生活環境の整備のあり方

三 国見山麓広域管農園地整備計画の基本構想（実施年度、四十五年～四十六年）

- 1 広域管農園地整備の基本構想に関すること
- 2 生産流通にわたる管理運営体制の整備に関すること
- 3 就業構造改善と企業導入に関すること

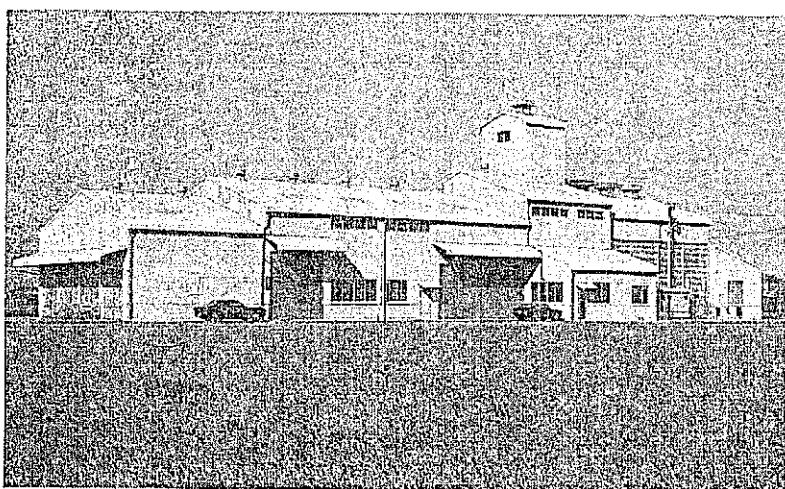
△事業実績▽

農業構造改善事業を実施した三十七年度から四十五年度までの九か年の総事業費は六二億二、四〇〇〇万円であった。補助事業は四八億九、四〇〇万円（七八・六%）、融資単独事業費は一三億三、〇〇〇万円であった。

事業区分をみると、補助事業のうち土地基盤整備事業は二五億八、五〇〇万円（補助事業費の五二・八%）で、経営近代化施設整備事業は二三億九〇〇万円（四七・二%）であった。

基幹作目別の補助事業では、果樹六〇・八%、米三〇・三%とあわせて九一・一%と大半を占め、次いで畜産五・八%、野菜一・六%、茶一・五%であった。

第二次構造 三十六年度から四十五年度までの一〇年間にわたって実施された第一次農業構造改善事業の反省の上に立って、新たに四十四年度から発足したのが、第二次農業構造改善事業（二次構）である。



第2次構造改善事業によるライスセンター(諸富町)

この事業は、第一次が、「点の事業」であったものを「面の事業」への展開と、高度経済成長に伴う国民所得の増大、生活水準の向上、米の過剰基調とする食糧需給の変化等諸情勢の変化に対応するためであり、次の事業が新たに加えられ、一〇か年を目途として全国二、二五〇地区（一地区平均補助対象事業費三億円）を対象に推進する計画であった。

二次構の目標は、規模が大きく、生産性の高い農業経営を育成することに関連して、「農業経営整備事業」が新設され、農用地の権利移動を促進するとともに自立經營農業の規模拡大をはかることになった。

また、生産施設団地整備事業および農場建物用地整備事業が新しくとりあげられ、単一の専業經營を集團的に創設するとともに、土地基盤整備事業等に関連して、農場建物を配置する途が開かれた。

補助事業の施策体系は、単なる施設条件等の整備ということではなく、經營構造の改善、特に自立經營の育成・土地利用

な事業としてさらに充実したものとなつた。

△事業の実施▽

四十五年に策定された県長期総合開発計画および県農業構造改善基本方針に基づき、全市町村を対象に地域指定することにし、四十四年以降一〇か年計画で四九地区のうち、五十年度までに二一地区を指定した。三一地区の計画された総事業費は、一二八億三、一〇〇万円で、

補助事業費は九六億六、五〇〇万円、單独融資事業費は三一億六、六〇〇万円であった。

単位：千円

年 度	補 助 事 業								单 独 融 资 事 業	
	土 基 整 地 儲		農 業 近 代 設		農 經 営 整 築		計			
	事 業 費	補 助	事 業 費	補 助	事 業 費	補 助	事 業 費	補 助		
昭和 45	76,966	53,876	161,275	80,198	400	264	238,641	134,338	0	
46	263,515	187,914	427,036	213,291	1,802	1,193	697,403	402,398	119,166	
47	370,830	259,539	386,854	192,819	2,927	1,878	760,611	454,236	284,697	
48	182,955	128,061	1,064,509	529,188	3,141	1,948	1,250,605	659,197	209,258	
49	315,714	220,448	734,483	366,895	4,140	2,343	1,054,337	589,686	391,030	
50	415,550	290,795	1,021,697	509,744	5,621	3,139	1,442,868	803,678	302,774	
計	1,630,530	1,140,633	3,795,904	1,892,135	18,031	10,765	5,444,465	3,043,533	1,306,925	

そのうち、四十五年度から五十年度までに事業が完了したものは、補助事業五四億四、四〇〇万円（計画の五六・四%）、単独融資事業一三億六〇〇万円（計画の四一・二%）となっている。

補助事業の内訳は、土地基盤整備が二九・九%、農業近代化施設六九・七%，経営整備〇・四%となっている。

△成 果▽

農業構造改善事業は、第一次、第二次を通じて、農業情勢の変化に対応して、農業生産の選択的拡大をはかりつつ、経営規模が大きくなり生産性の高い自立経営農家を育成することとした。そのため自立経営等農業生産の担い手の育成確保を中心とした経営の組織化を促進し、土地基盤整備、近代化施設等の諸事業を総合的に実施した。

また、複合経営を推進し、計画的に有効な土地利用を調整し、機械の効率的活用をはかり、農業経営の安定と所得向上につとめてきた。

その結果、機械化一貫作業体系の確立、生産施設の整備、みかん園を中心とする経営規模の拡大、生産性の高い畜産、施設園芸等の形成について評価すべきものがあった。

しかし、本事業が最大のねらいとした規模拡大による自立経営の育成については、必ずしも十分な成果を収めたとは考えられず、今後の事業推進上、次の諸問題が残された。

一 事業実施について市町村間に不均衡がみられる。すなわち、同一

町村で再度事業実施があり、一方、未実施町村もあった。

二 複合経営の定着・拡大に至らなかつた。

三 生産基盤の整備は進んだが、生活環境、基盤施設整備の立ち遅れ

がみられた

このように二次構

の反省がなされ、五十二年度をもって本事業の指定が終了する予定であるが、次

期対策としては「新農業構造改善問題研究会」によって検討され、五十三年度から新たな軸点から地域主義に立脚した新農業構造改善事業が発足することになつてゐる。

山村振興計画

昭和四十年五月、

山村振興法が公布され、山村は都市はもとより、農村でも平地に比べて、産業基盤や生活環境の面で著しく立ち遅れた実情があるので、山村振興の計画樹立とそ

山村振興計画等に係る経過年

事項名	市町村名	年度									
		昭和 42	43	44	45	46	47	48	49	50	
山村振興計画及び山村地域農林漁業特別対策事業等	七富山村士和大脊三瀬	○	×	×	×	×	×	×	◎	—	
計	山村振興計画	1	1	1	1	1	0	1	1	1	
	特開特対事業	0	1	2	3	4	4	3	3	2	

注：○…振興山村指定
×…振興山村農林漁業特別開発事業
◎…第二期山村振興計画選定
—…山村地域農林漁業特別対策事業

れに基づく事業を実施して、山村の経済力の培養と住民福祉の向上発展をはかることがこの法律の目的とされた。

農業関係においては第一期対策として振興山村農林漁業特別開発事業を実施することになり、四十二年度から七山村・富士町・大和町・脊振村・三瀬村を逐次振興山村に指定し、事業を実施した。さらに四十七年度から第二期対策として山村地域農林漁業特別対策事業を実施中である。とくに、四十六、四十七年の継続事業により富士町古湯に山村開発センターを設置したが、山村における住民の社会的活動の拠点として、集会、娯楽、研修の場として活用されている。

農村地域工業導入 農村地域へ計画的に工業導入をすすめ、農業従事者入計画の実施が希望と能力に応じて導入した工業に就業出来るよう措置を講じ、農業と工業の均衡ある発展と雇用構造の高度化をはかることを目的として、四十六年六月農村地域工業導入促進法が制定された。同年十月、県農村工業導入対策審議会条例を制定し、これにもとづいて県・工業誘致を希望する市町村は、四十六年度以降逐次、農村地域工業導入実施計画を樹立した。その中で江北町・伊万里市・北方町については、農村工業導入特別対策事業を三か年・四か年継続事業により実施している。

農業団地 わが国の経済の発展と、その急速な国際化の進展に対応し育成対策で、国民経済の重要な一部門としての農業の均衡ある発展をはかるため、生産性の高い近代的農業の確立と体質の改善が重要となつた。あわせて需要の増加する農産物の供給体制を整備して、農業生産の再編成をはかることが必要となり、新たに農業団地育成を実施するため、四十七年五月農林事務次官通達による「農業団地育成対策基本要綱」

が制定された。

これに基づき新たに高能率生産団地育成対策およびモデル農業団地育成対策を実施するとともに、広域當農団地育成対策を拡充・実施することにより、農業団地の形成を推進することになった。なお、農業団地の形成はこれらのはか、四十四年から発足した第二次構造改善事業、営農団地特別整備事業（融資措置）によつても推進された。

△事業の実施▽

早急に生産性の向上をはかる心要がある肉用牛・酪農・野菜・果樹・畑作物等を中心として、作目別に地域の特性に即して、高能率な機械の導入、近代化施設の整備、生産の組織化を進め、あわせて農業生産基盤の整備、農地保有の合理化等を推進して、機械施設の効率的稼動の可能な生産性の高い生産団地を育成することとした。

このため二一種類の補助事業が設けられ、市町村の計画にもとづき実施できることとなつたが、本県では一二種類、九一か所に事業を実施した。

高能率生産団地育成事業の四十七年度から五十年度までの実施箇所は次の通りである。

高能率生産団地育成事業	実施か所
肉用牛生産団地育成事業（肥育、繁殖施設）	唐津市、武雄市
市乳供給モデル団地育成事業（畜舎、気密サイロ）	諸富町、鹿島郡、佐賀市、
野菜指定産地整備近代化事業（生産、集出荷施設）	富士町、
露地野菜生産モデル団地（暗渠排水、機械集荷所）	江北町
基幹野菜指定産地近代化推進事業（玉葱選果場）	白石町

施設野菜合理化推進モデル事業（共同栽培用施設）	三日月町、有明町
野菜生産安定対策事業（暗渠排水、トラクター）	北方町、鹿島市、小城市、相知町（二か所）、伊万里市（二か所）
果樹栽培省力化促進事業（スプリンクトラー、予措施設）	鳥栖市、伊万里市、伊万里町ほか一
落葉果樹生産振興対策事業（果樹柵、防除施設）	伊万里市（二か所）
特產物生産園地育成事業（茶工場、烟草乾燥施設）	伊万里市
養蚕新興園地育成模範施設設置事業（イ草加工場、稚蚕共同）	伊万里市
高能率米麥作園地育成事業（ライスセンター）	三日月町ほか五六
計	九一

農業協同組合振興対策委員会、農業構造改善事業審議会を廃止して、その所掌事務を包含した。

調査審議事項は、次のとおりであった。

- 一 農業振興地域の整備に関する事項
- 二 農業園地の育成対策に関する事項
- 三 農業構造改善事項に関する事項
- 四 農業協同組合の育成強化に関する事項
- 五 前各号に掲げる事項のほか、農政推進に関する重要事項

四十九年三月一日には「佐賀農業確立のためによるべき方策」について審議会に諮問した。

四十六年六月、国は、「広域管農園地育成対策要綱」を制定したが、翌四十七年五月の「農業園地育成対策」の一環として運用されることとなつた。

市町村計画に基づく高能率生産園地育成対策事業や第二次構造改善事業によって形成された農業園地等の生産体制とあいまって、数か市町村の広範囲にわたり、生産から流通・加工までの一貫体制を整備するため、基幹農道の建設、広域的な農業管理施設、農産物加工・貯蔵等の各種大規模施設の導入をはかり、集出荷・販売体制の組織化と管理体制を完備することとされた。

この事業は、県計画に基づき、一八種目の補助事業のうちから選択実施できることとなつた。本県の広域管農園地の九園地のうち、七園地は四十六年以降に広域農道整備、米生産総合改善パイロット事業等各種事業（六種目）が実施されている。

農政審議 農政推進に関する重要な事項について審議するため、四十年三月三十一日、県農政審議会を設置し、同時に既存の会の設置

このように世情の中で、停滞ムードの佐賀農業を新しい方向へ展開させ、飛躍をはかるため、国の施策に積極的に呼応するのはもち論、農家の自主性と生産意欲を昂揚する「米づくり運動」にかわる次期対策が模索検討されはじめていた。

農政審議会は、四十九年十二月の「知事諮詢に對する中間答申」に次いで、五十一年四月一日次のような最終答申を行つた。

「佐賀農業確立のために當たつては指導者の指導理念を統一し、県市町村・農業團体・農業者がそれぞれの機能を分担するとともに、その協力体制を整備し、農業者の信頼と同意のもとに、魅力ある佐賀農業確立運動を全県的に展開し、農業者の営農意欲を盛りあげるとともに、施策効果の実現に特に配慮されたい」

(七) 主要食糧の生産

戦後の米作生産 昭和十年前後の佐賀の米作は、「佐賀段階」と称され、產力の停滞 わが國農業における發展段階に一つの画期を築いていた。すなわち平均一〇a当たり米の收量がそれまで大阪・奈良に次ぎ三位であった本県が、四〇〇kg水準への達成である。その後、本県では十三年の四一七kgの記録を最後に三五〇kg台に転落し、いわゆる停滞期が続き、四〇〇kg水準に回復したのは昭和三十年であった。

一方、かつて「東北段階」といわれてきた東北諸県の躍進はめざましく、四〇〇kg台を越え、三十年には既に長野県で五〇〇kgを越えていた。したがつて米作停滞の要因解消について県内関係者の苦惱は続いたが、當時その要因は

- 一 長稈穀重型品種の問題からくる倒伏
- 二 金肥單用と秋落ち現象
- 三 地力減退と土壤条件
- 四 自然災害のひん発

等が相互に関連して反収の伸びなやみを生じているものと判断されてい

た。

さらに栽培技術の問題として、全國各県との対比のもとにその実態を分析した。これは、「佐賀県における水稻耕種概要と他県との比較」として當時公表された。この調査分析は、當時農林省佐賀統計事務所が行い、本県稻作の停滞性に利口され、稻作の耕種技術の発現形態を他県と比較し、客観的に稻作技術の特異性を分析された貴重なものである。その調査の要点は次の八項目である。

- 一 苗代様式について、佐賀県のほとんどが水苗代で、その他の苗代様式は他県に比して少ない。
- 二 種類の予措、浸種した面積率は全國平均並であるが、種子消毒した面積率は全國平均より下回っている。本県内について見ると浸種した面積率は地域別に大差はないが、種子消毒した面積率は差があり、山間部の種子消毒面積は特に低い。
- 三 播種期、田植期、出穗期、刈取期については、全國各県に比して遅く、晚播、晚植の栽培様式である。
- 四 除草回数については、全國平均二・六回に比して少なく、佐賀平野部は一・八回に過ぎない。
- 五 除草剤2・4-Dの撒布面積割合は、非常に高く、全國で一番高い。
- 六 薬剤撒布面積割合も、全國で一番高く、パラチオン、BHCの普及は著しいが、水銀粉剤、銅水銀剤等の対病害薬剤の撒布は少ない。
- 七 化学肥料の施用はN・P・Kともに全國平均並である。
- 八 有機質肥料の施用については、堆肥の施用量、施用面積率とともに、施肥効果の実現に特に配慮されたい。

もに低く、その他の有機質肥料の施用量も他県に比して少ない。

停滞性打破 二十五年、二十九年、三十一年、三十二年、三十四年など、
への胎動 出穂期前後の台風による連年災害で、本県農家の経済は
極度にひっ迫し、そこで農家経済更生、立直し対策として県・農協中央
会・その他関係機関が協力して産米の絶対増収確保をねらった米反一俵
増収推進協議会が結成され、三十四年度からこの運動が展開された。

△稻作集団化の推進▽

三十五年と三十六年に愛知県で提唱、指導され始めていた水稻集団統
一栽培に対する全国的に関心が高まり、米づくりへのムードがつづら
れてきた。本県もいち早く同県の調査研究を行い、あるいは同県稻作專
門技術員を本県・市町村へ招へいし、講演会を開いて啓蒙につとめた。
その結果、稻作近代化の前進策としての集団栽培方式に踏みだす決意が
醸成されてきた。

この集団統一栽培は從来からの個別農家の米づくりあるいは篤農的考
え方を捨てて、地域グループが皆一様に技術を同じくして、しかも生産
水準をあげることから、地区の寄合いでお互に十分検討がなさ
れ、全体または大部分の者が納得し実施されることが不可欠であった。

県は農業団体との栽培方式を十分検討し、相互理解の結果、三十七
年テスト的に六か所（佐賀市下渕、鳥栖市真木、上峰村坊所新村、大町
町小通、鹿島市井手、芦刈村虎坊）を選定し、県下初の集団統一栽培モ
デル実施地区として指定し、発足させた。なおこの六集団は参加戸数一
二二戸、参加面積七〇haであった。

米二十五万トン 生産確保運動 十八年産冬作物が豪雪・長雨等の連続灾害で六二億円
の生産確保運動 この運動は、三十八年実施されたが、直接の動機は三

を超えるばく大な被害を受けたことにあった。農家経済に与えた打撃は
じん大で復旧対策は講ぜられたが、産米の増産こそが唯一の積極的な回
復手段であるとの立場から、県の農政施策として、米二十五万トン生産確
保運動が盛り上った。

この運動の成果は、県平均一〇a当たり四七三kg・収穫量二六万t、
三〇〇tに達し、史上最高の生産を確保した。また、この運動の推進組
織・方法等が三十九年度から全県運動として展開された「新佐賀段階米
づくり運動」の基礎となつた。

その他の米 二十六年から、県、農業試験場と農業団体の関係者で、
作振興措置 施肥改善・流通の円滑化をはかるため、施肥改善研究会
が結成された。また、三十二年から農業団体が組織を通じて指導し、各
農家の生産計画にもとづく施肥の設計をたてさせた。

二十九年には、県と農試で主要病害虫防除の基準を設定し、技術の改
善、新農薬の普及等をはかり、防除暦を設定し、全農家に印刷配布して
防除の徹底をはかった。

農協系統の外部組織として三十八年には地区単位に県下約二、五八五
の生産組合が結成され、米づくり運動における近代化集団の単位となつ
た。

二十四年から全国の日本一表彰事業と並行として、県段階の競作会を
個人単位に継続開催し、本県の米作技術向上に大きな役割を果した。

稻作技術の 三十三年頃から一〇a当たり収量は増加を示してきた
試験研究 が、当時の代表的品種は農林一八号・ベニセンゴク・ホ
ザカエ・伊万里一号などの長中稈穂重型で、施肥量の増加にともない倒
伏が多くなり、増収と作柄の安定が期待できなくなつた。そのころ国立

九州農試において有望な系統が現われたので、三十三年現地試験において比較検討し、三十四年生産力検定試験に供試し、三十五年県下九か所の現地試験に移すとともに、深耕多肥密植試験において、施肥量と栽植密度を組み合わせて標準品種十石と比較検討したところ、多収と安全性が認められたので、三十六年にホウヨク、三十七年にコクマサリ、三十八年タチカラ、四十年にシラヌイ、フクサモチが奨励品種として採用された。とくにホウヨク、コクマサリなどの姉妹品種は、中生短稈穂數型で、倒伏に強く耐病性もあり、受光態勢も良く多収を示し、かつ穂数確保が容易で地域適応性も広く安定し画期的な新品種であった。

本県平坦部の水稻の生産力の停滞を打破するねらいで、三十四年から深耕多肥密植の多収模試験を実施した。その結果、品種をはじめ深耕の効果、栽植様式、密度、施肥法と施肥量、水管理についてほぼ見当がつけられ、安定多収稻作法の理論づけができた。

その結果、一〇a当たり六〇〇kgを超える収量をあげるには、三・三^升当たり穂数一、三〇〇本^束一、五〇〇本程度を確保すればよく、その場合の栽植密度は、三・三^升当たり八〇株程度でよく、九〇株までは収量の上昇傾向がみられた。これらは普及に移され、三十七年は六七株、四十一年七〇株、穂数も三・三^升当たり、一、一一五本と多くなった。

施肥技術の確立のため、県下各地の土壤調査を実施し、土壤類型別に施肥改善合理化の試験研究を行い、施肥基準の設定をした。また施肥量を増加するともに、窒素の施肥割合も短稈型品種は、従来の元肥重点施肥より、施肥重點施肥が增收すると判明した。その結果、県の施肥基準を三十三年、三十五年、三十九年、四十年と大幅に改善し、中長稈穂重量と短稈穂穂数型に分け、土壤類型別に設定した。

被害が少なく除草効果の高い実用化できる除草剤として、三十六年にPCPを、三十八年にMCPA、三十九年NIP、DBN、四十年MDを普及に移し、とくに魚貝類の被害の出やすい地区は規制地域として低毒性除草剤を推奨した。

また、地力増強対策として、三十年から三十八年まで行った生ワラ使用試験では堆肥に比べて生ワラの方がより省力的であり、収量の面でもすぐれているという結果を得た。すなわち本田で生産された稻ワラの二分の一程度をカッターで短かく切断し二月までの冬期間に施すと効果が高いので、農家に生ワラ施肥を奨励した。

晚期灌漑法、用水量、多収模試験などの結果から、田面の水位とクリークの水位隔差を大きくし、地下浸透を助け土壤中に酸素を補給し、根の活力を高める手段として、間断灌水や晚期灌漑を奨励した。

短稈穂數型品種を密植多肥条件で栽培すると、各種病害虫の発生が多いので、防除適期をつかむため基礎的な各種病害虫の発生予察法を確立し、あらかじめ示された防除基準によりその趣旨を徹底させ、防除を適期に実施させた。

これまで種々の開発された各種の新技術の普及・実践のため、各農業改良普及所を単位に、県・農業団体・市町村の農業技術指導者の統一をはかるため、三十八年地区農業技術者連絡協議会を設置し、今日まで活動を続いている。

新佐賀段階米 三十六年農業基本法が制定され、将来の見通しとしてつくり運動 米麦など穀粉質食糧の需要は停滞ないし減少し、一方、畜産物、果実等の需要は大幅に増加するので、これらを選択的拡大作目として急速に伸ばす方向を打ち出した。